

○議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

森照信君。

○9番（森 照信君） 先ほどよりちょっとテンションが下がりましたがけれども、質問させていただきます。

この委員会が1年ほどおくれてできたと、これは何か理由があってあれしたのか。いつ町長がその指示をしたのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 総合支所建設については、さまざまな御意見があることは議員も御承知かと思っております。

また、合併協議会の席上で庁舎の建設については決まっていたけれども、その具体的な内容あるいは規模等については、今後の委員会に任せるという内容になっております。そうした中で、やはりこうした建設委員会を開催し、会議を進めていく上では、やはり行政側としてもそれにこたえるだけの資料提供、あるいは基本的な情報収集等を行っていかねば、ただやみくもに建設委員会を開催しても、議論が進まないという考えの中で庁舎内で検討会をしてありましたし、また情報収集等も行っていました。

それからもう一点、やはり大きな論点になろう、財政的な面でもやはり、町の財政的なシミュレーションという中で庁舎建設委員会の位置づけをしていかないと、思いだけが先行してもそれを裏づける財政的なものがなければならないということで、それも大きな一つの判断材料、資料になるだろうということで、財政シミュレーションが7月末に今年度の交付税等の状況踏まえてでき上がりましたので、そういったものが一つの建設委員会を開く時期かなというふうに思っておりました。

そうした関係上で、財政シミュレーションがほぼ提出できる状況になった7月の中旬ごろに担当課に対して、具体的な日取りまで含めて会議の開催というのを指示しております。当然、新年度に入ってから委員の確認とか、そうしたことはしておいて、その開催に備えてきております。

ことしの18年度当初からこうした庁内での打ち合わせというのは、随時行ってきております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 財政シミュレーションが7月ということでもありますけれども、このメンバーは、いつごろできたんですか、構成されたんですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 基本的には各階層の御意見をいただくということで、旧本川根町時代にそうした建設委員会というのを持たせた経緯がございますが、そうしたメンバーの流れ、あるいはその後の町の各団体の再編等をしながら検討してまいりました。具体的に確認作業を行ったのは、7月に入ってからだというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） このメンバーについて最終決定は町長がやったんですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 最終決定というか、当然すべてのこうした関係の委員というのは要綱等に基づいて決まってきております。その要綱にのっとって選定していきますので、最終決定というのは、当然行政の責任で私にあるというふうに考えております。

私が勝手に決めるという意味ではなくて、要綱にのっとって委員の選出をお願いしている中で最終的な責任というか、決定は私ということになると思います。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） それでは、大分おくられているもんですから、この委員会も、これから年内にどのぐらい委員会を開催する予定でありますか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 冒頭、その委員会の席上でも発言させていただきましたけれども、通常、委員会をやりながらその委員会で指摘された事項について調査あるいは検討し、またあるいは資料を収集する、あるいは必要があれば関係の方に調査等を依頼している、そういうことを考えると、月に1回ぐらいのペースが適当だろうと。今後、8月の下旬に開催しましたので、月1回程度のスピードで開催をしていきたいと。御指摘のとおり、開催が年度の8月にずれ込んでおりますので、そういった意味でも委員の方には、少し日程的にも詰まる場合があるかと思いますが御協力をお願いしたいということを冒頭の第1回の委員会で言っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 月1回の開催ということでありましてけれども、これは18年度中に基本設計を行うと、19年に本設計ですか、これにこの回数で間に合いますか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） もちろん、建設に関しては多額な町のお金を使うということでありまして、それぞれ何が必要なのか、機能の検討、そしてその建設の間の町民の不便をカバーするためにこういった対応をするのか、あるいは先ほど言いましたように防災機能、あるいは今後の町の行政サービスのあり方に伴う人員の配置とか機構とか、そういったものを含めて検討していきますので、そういったものの合意を積み重ねながら進めていきたいと。

しかしながら、防災拠点でもありますし、またよりよいサービスを提供するためにも施設の改善は必要でありますので、そういう意味では月一遍のペースでやりながら合意をいただきたいと。その中で基本的な考えとしては、年度内に基本設計のところまで持ち込んでいきたいな。あとは、その基本設計の後の実施設計等のスケジュールになりますけれども、いつまでということよりも、町民の合意が得られる、あるいはその必要な機能というのに関して合意が得られる、そういうことを重点的に月1回のペースで建設委員会を開催していき

たいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 先ほども18年度中に基本設計をやりたいということで答弁いただいたんですけれども、大分おくらしているものですから、旧本川根町の住民もかなり不安がっている。しっかりした日にちというものを、設計が18年度中に終わって、19年は実施設計、それで終わったらすぐに着工するというような形をしっかりした答弁をいただきたいんですけれども。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 一つの例えば今回のこの事業というのは、川根本町の総合支所の建設でありますので、川根本町全体の合意というか、理解がないと事業が進まないというふうに思っております。

したがって、それが得られるように基本的な要件の確認をしながらこういったものが今、川根本町の総合支所として必要であり、こうした機能を持った総合支所をつくるという町民の理解を得て事業を進めていきたいと。

そういうことで、今年度中に基本設計まで持っていきたいと。基本設計の完成が年度ずれ込む可能性もあると思いますけれども、それを受けて、基本設計ができた段階で今度は速やかに実施設計、あるいはその後の着工というスケジュールになり、基本設計まで持っていければ、あとはスケジュール的にはその事務的な、あるいはその作業の工程の問題かと思っておりますので、基本設計までの過程をしっかり重要視していきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 町長、この川根本町過疎地域自立促進計画というものが、ことし9月変更を出してあるんですけれども、これは18年度7億5,000万円、庁舎建設となっているんですが、これはどのような考えを持ってですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 議員御承知のとおり、過疎自立促進法というのは、やはり過疎債の充当を対象としたものであって、そこに載っている事業費そのものが100%事業とイコールではないという、これはすべての事業に当てはまるものであります。

今後、この庁舎の建設に関しては、過疎債の充当も当然視野に入れておりますので、それを含めて合併以前からのその数字を、そのままそこには記載しているというふうに考えております。それが庁舎の規模をあらわすものとはとらえてはおりません。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） それでは、今規模が出ましたものですから、規模についてお伺いしますけれども、規模、機能については、管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係町の庁舎における行政機能をそのまま残すというのが、総合支所のことなんですよね。それで、この総合支所方式というのは、人件費などの削減が期待できない、それで合併による事務効率

化が生かせないというようなのが総合支所方式なんですけれども、その辺町長、これから規模についてどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 先に規模の議論があるんじゃないくて、再三言っておりますように、総合支所としてのこういった機能が、要するに住民の方々のサービスを提供するのに、こういった機能を残しておかなければならないのか。あるいは、防災拠点としてこういった機能が必要なのか、あるいはその他のコミュニティーの場として、こういったスペースを確保しなければならないか、そういったものの積み上げで機能や規模が決まってくるというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） やはり、これは庁舎の中の課の数とか、その中のものが、やはり町長の方から示してもらわなければ規模というものはちょっと検討ができないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 規模、こんなふうな行政機能が必要であるというふうなことは現在、行政の集中改革プラン等でも検討をしておりますし、あるいはその他の定員適正化計画の中での人員のあり方とか、そういった川根本町としてこういった機能を維持するのか、その中で総合支所が受け持つ部分、あるいは本庁が受け持つ部分ということも検討しながら決めていかなければならないというふうに思っていますけれども、きっちり例えば5年後、10年後、20年後を想定してというところまでいくと、非常に厳しい時間的な制約もありますので、どこまでそうしたものが全体の大きな方向の中で検討していく、あるいは例えば多目的スペースというのを、その時代時代によって活用していくという、あるいは庁舎の事務部門に使ったり、コミュニティー部門に使ったり、あるいは防災機能に使ったり、そういった対応をしながら、そうした不確定な様相の部分を吸収しながら一つの規模というか、全体計画を立てていかなければならない部分もあるかと思います。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 私が言っているのはそういうことじゃなくて、しっかりした課のどのような課を、ここにも先ほど言いましたけれども、総合支所方式というのは、人件費削減が期待できにくく、何度も言いますが、合併による事務効率化が生かせないのが総合支所方式ということなんですけれども、町長はどういうような課の構成を考えておるのか、それを聞いておるんです、はっきり。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） どのような課の構成を考えているかという、これはこれからもその時代によって変わってきますし、現在この体制を組んでいると。総合支所方式に関しては、これは合併協議会で決定した事項でありますので、これは今後とも、また全体の合意がない限

り、総合支所方式というのは継続していくものだろうと思っております。

また、全体的な財政状況の中で総合支所のあり方というのは、当然検討される時期があるかと思いますが、現時点では総合支所という方式の中で物事を考えていく。ただ、その中で初めに課の数があるわけじゃなくて、必要最低限なサービスを提供するためには、行政としてこれがまずあって、この部分を住民のサービスを付加していくためにはこういった部門が必要でということで、積み上げ方式で課とか機能が決まっていくというふうに思っております。現状でそうしたものは、町長が決めるというよりも、やはり役場の合意、あるいは住民も含めた全体の合意の中でそうしたものが決まっていくだろうというふうに私は思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 住民の合意とかという問題ではなくて、やっぱり、これ町長が決めなければ、これは決まらないのではないですか。それと、そのまま残すということで、これは総合支所方式をとるようだと、そのままおのずとそのままの規模が残るというようなとり方をとってもよろしいですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 総合支所方式と、支所方式と、あるいはさまざまな基本的な考え方があると思いますが、私は町政懇談会でも言いましたように183人の18年度の体制の中で、将来的には140人まで下がるのが一つのライン、一つの目安となっている。また、さらに削減していかなければ、厳しい状況の中では、行政運営はできないだろう、あるいは人件費の占める割合が多くなるだろうと言っております。

そうなれば、当然今の体制がそのまま維持できるというふうには思っておりません。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 水かけ論みたいなものですけども、とにかく早目に町長の意思を出していただかないと委員会も進まないのではないかと思います。

次に行きますけども、町営バスについてですけども、先ほど聞いたのですが、青部バイパス開通、さっき伺ってなかったんですけど、以前言ったときには、町長、青部バイパスはいつごろ、自分の考えにおいて、答弁なされたのか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 正式な、いつ開通するかということに関しては、私もいまだかつて、その具体的なものを持っておりません。当時はやはり、平成23年度ということをお客様に言ったような、自分もそういう認識をしております。現時点では、24年度にずれ込むというような、あるいはそういったことも県の方から聞こえております。23年度以降という意味ですね。私としては23年度くらいが一つの目安かなということで、思っておりましたけども。前回の9月4日の土木の説明会では、23年度以降という表現に変えております。

大変大きな金額の工事でありますので、少しずつれ込んできたのかなと思っております。そ

ういう認識であります。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 町長ちょっと、それは当初、青部バイパスが21年完成ということになっていたんですけど、町長になったときには、確か21年完成ということだったと思いますけど、この辺はちょっとずれがあるのですけども。どうなのですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） どの時点で、どういう情報があったということで、私も今、すべて明確に覚えておりませんが、私の一番最長の話では、23年度ぐらいにずれ込むのだろうというような話を記憶しております。

もちろん当初の中で、最初の、まだ青部バイパスが本格的な工事が始まる、着工が始まる前は、そうしたこともあったと思いますが、私は一つの日安で23年度というのを、記憶しております。青部バイパスというのは中川根、本川根時代に、この地域の土木事業の1番として要求して、ようやく事業が認可された経緯がございます。

その時点で、県としても明確な、いつまで完成というのは、なかなかもらえなかったというのを記憶している。その中で、いろいろな情報を総合して、私の頭の中では23年というのがございましたけど、それが23年度以降と。言葉としては、21年とか、そういったことも言ったかもしれませんが、私の今、記憶しているところでは、そうした認識を持っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） そうすると、町長、この町営バスというのは、町長任期中には、本川根地域の方は、考えてなかったということですね。その辺はどうですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 町営バスに関しては、新町の発足準備会、いわゆる合併にかかわるさまざまな協議の中で、バス路線対策委員会で検討するということが決まっております。

私が、答弁の中で、あるいは質問の中で、この青部バイパスの完成ということが、一つのポイントになると言ったのは、先ほども言いましたように青部バイパスが完成すれば、町内の移動交通手段というのは、大きな転機を迎える、そういった意味では、さまざまな新しい、役場の機能とか、あるいはさまざまな町の行事とか、そういったものに関して、大きな変化が出てくるだろうと。そういったときに、総合的な交通手段の確保として、町営バスも出てくるだろう。ただ、それは当然、大井川鉄道との兼ね合いの問題もありますし、新しいバイパスを走れば、大井川鉄道と並行して、町営バスが走るということになりますので、そういった課題はあるにしろ、一つの青部バイパスの完成が川根本町にとって、さまざまな一つの転機になるだろうということで、そこら辺がバス路線対策委員会に諮問する時期かなということで、言わせていただいております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） そうすると、簡単に言うと、そんなに町営バスの本川根運行というのは、あんまり考えてなかったというようなことに聞こえるんですけども、その辺は、しっかりとした、指示をするか、何かやったのですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 合併協議の中で、新町になったら、町営バスを設置するというような協議がなされていれば、当然、約束事ですので、それを前提にやらなければなりません。やはり、合併をしたから、すべてそれが一律にというよりも、それぞれ旧町の努力とか、あるいは町民の、その地域の意向を通じて行政の施策がなされてきておりますので、合併したとたんに、同じものでなければというのも、少し私は視点が違うような気がいたします。

当然、タクシーがある地域と、路線バスも走っている地域、あるいは大きな集落が鉄道という路線で結ばれる地域と、公共交通機関がほとんどない地域で、やっぱり住民の要望というのは、町営バスを走らせてくれという要望があって、旧時代の行政の方々が、そのの要望を受けて、優先順位を上げて、バスを設置してきたと思います。

今回、今までの本川根の取り組みの中で、この路線バスの設置が最重点課題で、それが何らかのことで、引き継がれているなら、あれですけど、基本的にはタクシーとか、そうした公共交通機関との兼ね合いの中で、現状があるというふうに思っております。決して私は、つくらなくていいとかという話ではなくて、現時点では、優先順位が高いのは福祉タクシーではないかということで、それに力を注いでいるわけです。

それが走った段階で、今度は町営バスをどうするのか、あるいは、例えば先ほど出ましたように健診の会場が遠いといったときに、それを対応する間に、この旧町間を走るバス路線をどうするのかという、課題になってくるかと思っております。やはり、それぞれの地域の事情があって、今の政策がある。だから逆に、じゃ合併したから文化会館を旧中川根にも欲しいという議論にはならないと思うのです。それと同じように、それぞれの経緯というのがあるって、現時点のさまざまなサービスがあるだろうと、そんなふうに思っております。決して、町営バスを走らなくていいとか、というふうには思っているわけではなくて、今までの経緯も大事だろうというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 合併して、何もかもがやれということではなくて、やはり不平等なところは、不平等だから直さなくてはいけませんよ。この間のバス運行表が、やっと指摘されて出された。というような状況であって、やはり不便をしているということを、考えて、その協議をしていくものは、それは町長が指示してやらなければ、あれでしょう。その辺も、合併したから何でも平等にという問題ではなくて、やはりそういう不平等なところを指摘するのが役目ではないですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） さまざまな視点があろうかと思えます。

私は、例えば弱者と言われる、病院に行きたい人が、住んでいるところによって、例えばですよ、例えば島田市民病院に行くのに差があるのはいけないと思い、少なくともそういった方が同じようなサービスが受けられるようにしようということで、今、担当課にも指示して、そうした、例えば、今言う福祉タクシーの早期運行を目指しております。

じゃ、逆にその公共交通機関で言えば、少なくともある意味では旧本川根地区というのはタクシーも常時、配置されておりますし、あるいは井川線も含めて鉄道、あるいは路線バスも運行している。そういった状況というのものもある。そういった中で、やはり総合的にいろんなものの優先順位というのは判断していく必要があろうかと思っております。

一方で、大井川鉄道の財政的な支援も含めて、大井川鉄道を支援して、やはりその部分も大井川鉄道の営業という部分も大事。

福祉タクシー、ちょっと、ずれますけども、福祉タクシー、1つとっても、じゃ大鉄のタクシーの日常にも影響を与える。どうそこら辺を設定するのか。非常に運輸局、あるいは業者との調整も大変時間のかかるものでありますので、それが継続的に運用できるように、今調整をしながらやっていくと。その後に、路線バスの問題が出てくるだろうと、そんなふう

に思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 今、大鉄の話が出てますけども、大鉄の存続というのを真剣に考えるなら、路線バスを廃止して、町営バスの運行を委託したらどうですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） そこら辺が非常に難しいところであります。

路線バスの委託が、そのまま大鉄の本線の存続につながるのかというのも、課題もありますし、あるいは、路線バス、そうした公共サービスを維持するために、やはり同じサービスなら経費のかからないところに委託する方法で、何とか財政支出を少なくする取り組みも必要だろうというふうに考え、この町営バスに関しては、見積もりをとりながら、安全性の確保は当然ですけども、年間の経費の安いところを探ってきた。そういった取り組みも行政としては、その制度を維持するためには、そういった取り組みも必要だろうというふうに思っております。

大鉄本線の鉄道の支援というのは、それはそれで、現在、議員の皆さんには御理解いただいておりますので、そういった形で、きっちりやっていっていますし、これからもしていかなければならないと考えております。

路線バスは、これは町民として必要ということになれば、あるいは、福祉タクシーが必要になれば、そのことを、その制度の維持ということで、経費的にも最低限のもので維持していく、そういった取り組みをしていかないと、さまざまな要望にこたえきれない。大鉄の支援と、その路線バスの運行というのを一緒にしてしまうと、少し制度的にもぼやけてくる、あるいは経費的にも難しいところが出てくると、私は思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 支援とあれとを一緒にするというわけじゃないですけど、いろいろ存続とか、いろいろ平等な運行を考える上で、そういうような形をしたらいいじゃないかと言っているわけで、私、思うに小井平までバスが来てます。ですから、本庁と、総合支所、千頭駅、文化会館、それぐらいまでは運行を、路線バスを全町を走らせる間ぐらいは、その辺ちょっと考えてもらったらいかがと思うんですけど、どうですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 当然、路線バスの検討委員会で、そういったことも検討されて路線が決まってくると思います。

現時点では、総合支所方式というのは、合併して役場に行く機会云々という部分に関しては、総合支所で一つの需要は賄っていると。あとは、町民の相互の交流ということであります。それを、どのような交通手段でやるかということに関しては、町営バス、今の道路状況の中で、町営バスが最適な手段か、あるいはそこまでやる、交流という意味で、そこまでやり切れるかどうかというのは、それぞれまた、判断をしていかなければならないというふうに思っています。現時点では、町民の交流のために、町営バスを全町的に走らせるところまでは、少ししかないのではないかとこのように私は思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 何でもかんでも、総合支所で間に合うということ、税務課はないし、間に合うということはないものですから、やっぱり平等なことを考えると、やはりそれぐらいは、今言った形ぐらいは、真剣に考えてもらわないと、やはり合併した意味もないじゃないですか。その辺は、どうですかね。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 合併、これは前から言っておりますけれども、合併というのは、大きな構造改革の中の一つの手段として合併をしてきたと。当然、合併したからすべてよくなるというよりも、合併をすることによって、この厳しい状況というのを切り抜ける。あるいは厳しい中でも、地域のコミュニティーを大事にしながら、まちづくりをする。その手段として合併をしてきたと。合併も一つの手段であるというふうに御理解をさせていただきたいと思っております。

それから、私はもちろん本庁に来なければ用が足りない部分も当然ありますけれども、そうした合併に伴うプラス・マイナスというのは、それぞれあるというふうに思っております。くどいようですけども、合併によって逆に総合支所に行く、あるいは文化会館に行く、そういった事案も発生しておりますが、それをすべて1点の部分だけを取り上げて、その部分の不公平感を取り上げるのは、少しバランスを欠くのではないかとこのように思っております。

やはりそれぞれプラスもマイナスもある。ただ、合併というのは、これを乗り切って初めて、我々が自治体として、まちづくりをしていく力を得る一つのきっかけにしたいと、そう

いうことでやったわけですので、合併することによって、すべてがいい方に行く、あるいは我慢してもらう部分もあるだろうと、もちろんいい部分もたくさんありますけども、我慢してもらう部分もあるだろうと、それはやっぱり、町民の方にも理解していただきたいということで、現時点では、全町的にバスを走らせるというのは、経費的にも少し無理があらうかと思っております。

ただ、現在の中川根の路線についても、やはり状況によって、対応というのは、常に状況を見ながら、見直す部分があればしていく、路線のあり方等は見直す必要があらうかと思う。

ただ、旧町間を結ぶというのが、本当に必要ということになれば、またそれは検討します。現時点では、そこまではいっていないのではないかというふうに私は思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 要するに路線バスは走らせる気がないというような感じにとられますけど、やはりここだけじゃなくて、先ほど、前にも鈴木議員が言いましたように、子育てとあれで、文化会館へ行って、子供を連れて、文化会館に行くのに、あそこの道が車がなれてないと崎平・小井平間ですか、行きにくいと。本川根から来るだけではなくて、こちらから行っても、そういう不便性を感じているところもあるものですから、そこはもうちょっと、町長が自分であれするんじゃないで、もっと委員会なりに提案して、しっかりしたことをやってもらわないと。この辺、どのように考えてますか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 路線バスの増設等については、やはり再三言っているように路線バス対策委員会等で検討しながら、随時、変更・追加ということになっておりますので、そうした路線バスの委員会の意見というのも大事かと思っておりますけども、そういったものを踏まえながら、行政としては対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） それでは、早急に本庁、総合支所の方を走らせるというようなことを早急に、委員会等で話し合いをさせるというようなことは、ここで答弁できますか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） それは、もちろん、住民の方から、そういった要望があって、路線バス対策委員に審議するということは、可能かと思えます。

ただ、基本的には川根本町での路線バスが赤字路線であるということ、あるいは、それを踏まえた上で、考えていかなければならないということも、全体的な財政状況の中で、優先順位の高いものからやっていくという町の姿勢がありますので、そこら辺も大事かと思っております。町民全体の理解を得られるような施策というのが、まず大前提でありますので、その上で、その優先順位とこの路線バスと、あるいはそういったそれぞれの委員会でかけていただくということで。

路線バス対策委員会に諮問しなければならないというのが、議会の総意、あるいは町民の

総意なら、そういったことも必要かと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 何も私も、ここで自分だけで言っているわけじゃないのですけれどもね。やっぱり、要望があるから今の話をしているのですけど、それでですね、先ほども質問の中で、本庁に行くのに、最寄りの駅から本川根地区の人ですね、最寄りの駅から電車に乗って、おりて、それから町営バスに乗っていくのですね。そうすると、運賃も町営バス代金もかかるのですよ。中川根地域の人は、200円でこう、あれがあれば100円でできるのですけれども、その辺のちょっとした、優遇というのですか、不平等みたいなところを何とか、処置ですか、考えていただけないかと思うのですけれども、どうですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） こうした料金の差とか、どこまでを不平等と言うか。例えば、さまざまな移動をする場合に、じゃ町内の中でも役場に近い人、総合支所に近い人、あるいは遠い人、そういったものの不平等も発生していると、どこまでをそうしたことで、行政として面倒を見ていかなければならないのか、あるいは、見るべきなのか。さまざまな議論が私はあるかと思っております。一概に、どういった人を対象に、その不平等さを解消するかということも議論にありましょうし、そう簡単な問題ではないし、どこかでやはり、住民の方々も、そういったものを我慢していただくという姿勢も必要ではないかと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 私も、さっきからたびたび言うのは、そういうことがあるから、総合支所と本庁の間を路線バスを走らせたらどうですかと言ってるのですよ。どうですかね。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 議論の繰り返しになろうかと思いますが、総合支所というのは、住民がどうしても受けなければ、最低限のサービスはやるということで、そのサービスのために人員を配置してやっております。したがって、合併したから、じゃ本庁に来るのにバスを出せという議論にはダイレクトにはつながらないだろうと思っております。

もし、これが総合支所がなくて、合併して役場がすべてこの1カ所になった場合、今までは、近くにあったけど、という場合には、その交通手段というのを、当然、行政として確保しなければならないと。現時点では、自分の、例えば調査とか、あるいは自分で自主的に動く場合には論外として、例えば証明書が欲しいという、そういったような必要最低限の事務というのは、それぞれのところでやれるような体制を組んでおりますので、だから合併したから役場行くのにバスを走らせるというところには行かないのではないかと。当然、そういった、一つの余裕、あるいは行政改革が進んで、そういったことのサービスをできる時代も来るかと思いますが、現時点では、それぞれの旧体制の中で、証書の証明とかはできるというふうに認識しておりますので、それがバスの路線の開拓までは行かないだろう。それよりも、私はやはり弱者の方の足の確保というのが、まず最優先かなと思っております。

具体的に川根本町の支所に行かなければならない、そのときに、私は電車を使って、バスに乗らなければならぬ、そういった個別のケースの例によっては、これはあくまでも不平等だということは、皆さん認知している場合には、対策をとらなければならぬと思います。が、現時点では、広範囲にそういった事例が発生するという認識も今のところは、まだ持っておりませんので、事例によって対応すべき問題と思っております。

○議長（佐藤公敏君） 森照信君。

○9番（森 照信君） 何度言っても、水かけ論みたいなものですけども、要するに私の感覚として、町営バスは自分の任期中には走らせないというような認識としていただきます。

以上で終わります。

○議長（佐藤公敏君） これで、森照信君の一般質問を終わります。

次に、板谷信君。発言を許します。

○10番（板谷 信君） 怒った人のあとは、ちょっとやりにくいんですけども、気を引き締めてやらせてもらいます。

通告どおり、通告に従って、質問させていただきます。

当町のおかれた財政状況が極めて厳しいものであり、この町がいつまで続けていけるのか、強い不安を抱いているのは、住民共通の気持ちではないでしょうか。私たちの生活を守り、この町を続けていくためには、何かを変えていかなければならないという、漠然とした強迫観念も、また住民が共通に抱いているものと思います。

そして、このような不安や強迫観念が必要以上に増幅されているのは、当町のおかれた状況が厳しいと言っても、それは実際、どの程度のものであるかがわからず、何かを変えなければならぬと焦っても、具体的に、ではどうすればいいのか。という処方箋が描けないことにあると思います。

私はまず、私たち住民が認識しておかなければならない2つの現状について、述べたいと思います。

住民が現状の認識を共有することが、問題解決への有効な処方箋を書くための必要不可欠な要件だと思えるからです。

現状認識の第1は、当町の財政状況であります。財政分析は、歳入歳出部分の細かな検証が必要ですが、ここでは結果としての、実質的な単年度の赤字及び黒字を、最近数年を対象として、まとめることによって、当町の現在の財政状況をつかんでみたいと思います。

平成14年度から、平成17年度の4年間を見ると、単年度の赤字の累計が約10億円になっています。この10億円の赤字を支えてきたのは、12億円の基金の取り崩しと、翌年度への繰越金、留保財源の約2億円の減少であります。平成17年度末の当町の基金の残高は平成13年度末の36億円から12億円減って、現在、約24億円。一般会計分です。そして、基金がなくなり、その年の赤字を基金で補てんできなくなれば、財政破綻となります。

次に、新たな市町村合併の可能性についてであります。

川根本町を含む、人口1万5,000人以下の県下の小規模自治体の合併の動きを、県合併推進審議会の答申を中心に見てみますと、人口1万5,000人以下の自治体は県下に9町あります。うち西伊豆町と本町が合併した町であります。

ことし8月の審議会の答申時点で、一度合併した西伊豆町を含む7町が県の合併構想に盛り込み済みであり、残る岡部町は今後、枠組みを検討していくという中に入っています。

結果、当町は県指導の合併構想から小規模自治体では、ただ1つ外れてしまっています。当町が独自に新たな合併を働きかけ、推進していく力も環境もない以上、現時点では、合併できない町であるということを認識しなければなりません。

町の財政状況が極めて厳しいこと。近い将来の新たな合併は望めないこと。しかし、2町合併を当町が選択した以上、少なくとも10年間の町の継続は義務であること。これらを町長、議会、そして住民の共通認識とする必要があると思います。

次に、具体的な検討課題として、通告の中に3つのことを挙げさせてもらいました。以下、順に質問します。

第1は、役場組織の改革について伺います。

当町は合併により、新しい町となったが、合併による組織スリム化という効果を、いまだ発揮していません。小さな町の中に、2つの同じような役所を置くやり方は合併効果を全く期待できないだけでなく、行政の指揮・命令系統を不明瞭にし、責任の所在をわかりにくくするものであります。職員にさえわかりにくい役場組織は住民の理解を得るものとは、決してなり得ないと思います。

町長の意思を効率よく執行でき、住民の声も届きやすい、簡潔・明瞭な役場組織に変えるべきと考えますが、町長の所信を伺います。

職員の定員管理については、検討に当たって、前提として押さえておかなければならない認識及び数字があります。

まず、認識としては、合併に伴う約10年間の地方交付税の特例の意味についてであります。

町の規模に見合った適正な職員数があるとしても、合併と同時に、その数に職員を減らすことはできません。そのための猶予期間と財源措置が交付税特例であると思います。すなわち、その期間内に標準的な町の職員数に減らさなければ、その過剰部分は町が特別の負担を負うということになります。

次に、押さえておく数字としては、平成18年4月1日現在の職員数は185名、全国の同規模の類似団体、市町村は約110名程度だと思います。平成18年から28年の当町の退職者予測は59名、28年まで新規職員の補充を行わなければ、平成28年度で132名となり、年に1人新採用すれば、142名となります。このような数字をもとに、職員の数の管理について、町長がどう考えているか、伺います。

2点目は、事業の選択について伺います。

まず、町がやらなければならない仕事は何かということです。実際、町が行う仕事は時代

とともに変わってきています。消防や医療、ごみ処理などは一部事務組合などの手法により、より広域で対応する流れに進んでいます。

国保や介護も保険者が各自治体であることはなくなるかもしれません。逆に住民に身近な問題は、地域住民みずから判断、解決していく流れが進んでいくことが予想されます。小さな自治体を選択した当町としては、何を町単位ですべきか、またできるのか。このことを明確に認識し、国や県、そして住民との協働の中で、継続的な町運営を可能にしていかなければならないと考えます。

抽象的な質問となり、恐縮ですが、町長の基本的な認識を伺います。

3点目は、コストのかからない事業の執行について伺います。

財政状況の厳しさの中、住民サービスへ回す財源が小さくなってきました。加えて、職員の削減は行政サービスの低下を招くことになります。ここに、どうしても新しい町行財政運営の方法を創造していかなければならない理由があります。むだな事業を削ることを行政サイドで決めるのではなく、当事者である住民に決定させ、必要な事業には決定だけでなく、執行にまでかわらせる。全く新しい発想と方法の町運営をつくっていかなければならないと思います。

その主体として自治区の存在が見直されなければならないと思います。そのためには、自治区の役割と活動を充実させる必要があります。そして、そのための財源措置と職員の配置を制度的に確立する必要があります。小規模自治体でなければならない、地域みずからが町運営にかかわる制度の確立は将来の広域合併にも耐え得るものとしていかなければならないと思います。

新しい町運営を行政とともに担う、自治区の役割と活動の充実。そのための財源措置と職員の配置の制度的確立について町長の考えを伺います。

最後に職員の専門職化と県職との人事交流について伺います。

職員の配置転換は、いろんな狙いがあると思いますが、今の当町においては、職員を専門職に育てることにより、機能を強化し、よって行政サービスの質の確保と、事業のコスト削減につなげる必要があると思います。

さらに県から技術職を中心とする職員派遣や人事交流を行って、知識の吸収を図ることが大切ではないか、そんなふうに考えます。町長の考えを伺います。

以上、質問いたしました。

○議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 板谷議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて3つの視点があったと思います。

役場組織の改革、事業の選択、あとはコストのかからない事業の執行並びに役場職員の対応ということであります。

まず、役場組織の改革についてであります。

役場組織の機構改革につきましては、職員の定員適正化計画の推進とあわせて、取り組んでいかなければならないと考えております。現在、本庁7課1局1室、総合支所5課、教育委員会の2課の組織体制となっていますが、簡素で効率的な組織とするためには、原則的に同じ業務を所管する課は1つにまとめることが簡素化で、効率的な組織の1手段とも考えます。

合併前の2町におきましては、それぞれ7課1局1室体制で行政運営をしてきておりますので、この体制が一つの目安かと思えます。また、合併協議によって総合支所ということで位置づけられておりますので、これはしっかり守っていかなければならないと考えております。この機能を存続させるために、また住民サービスの低下を招かない組織並びに人員配置を今後とも検討していかなければならないと考えております。

御指摘のように、現在183名の職員が在籍しておりますけれども、当町の約1万人の規模を推定しますと、約110名程度が同規模の自治体の総職員数という御指摘は、私も認識しております。また、御指摘のとおり平成23年の4月には定員適正化計画によると、168人が想定され、また平成28年4月には140人前後となると想定されております。

しかしながら、当町はかなり広い町の面積を有しておりますので、110名までに絞り込めるかは、大変問題があるかと思えますけれども、極力140人を下回る体制でなければ人件費等が占める割合が大きくなりすぎる、その他の投資的な経費等に、あるいは福祉に回せる資金がなくなる可能性が大でありますので、今後とも定員適正化計画は推進していかなければならないと思っております。

現時点、こうした総合支所、本庁庁舎ととっておりますけれども、議員御指摘がありました指揮・命令系統には支障はないというふうに考えております。これに関しては、逆にあってはならないわけでありますので、そういったことがないように配慮しております。ただし、本来ならば日常的に顔を合わせながら意思の疎通を図るという意味では、課が離れていること、あるいはともにまちづくりを担っている職員が日常の活動場所が違うということが今後の意思疎通の面で課題があると考えておりますので、その意思疎通を図る仕組みというのは考えていかなければならない、そんなふうに思っております。

町職員が純減していく中で、地方分権による県下の権限委譲による事務も今後とも増加していくと思われませんが、現在の事務事業の見直し、指定管理者制度の導入、民間委託の推進、組織機構の見直し、非常勤職員等の活用、並びに職員の公務の率の向上により対応していかなければならないと考えております。

次に、事業の選択でありますけれども、現在、町を取り巻く環境の変化は、人口減少時代の到来や厳しい財政状況により町の経営は制約に直面し、一方で保育、介護、介護の社会化、安全・安心な日常生活区間の確保等、公共サービスへの新たな期待が求められています。

また、地方自治体の役割の重点はみずからの責任と判断で、地域住民のニーズに主体的に

対応していくことに転換し、町が自主的・自立的に行政運営を行っていくための環境整備を行うことが重要となり、町民の皆さんの負担と選択に基づいた公共サービスを提供していくことがより重要なものとなるように進めていく必要があります。

地域において、今まで主に行政により提供されてきた公共サービスについて、住民団体、民間企業等が提供主体となり、公共サービスを提供することが可能となり、また登場もしてきております。一定の地域を前提として、そこに在住する住民が参画し、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を協力して行う地域協働の考え方をもってすれば、計画・執行・評価・改善のそれぞれの段階において、行政と住民が連携して行える。そういったことが理想として考えられますので、今後の取り組みの大きな課題と考えております。

住民団体として、やはり主なものは私は自治会、いわゆる自治区と考えておりますので、その今後の主体的な活動というのが、重要なポイントになってくるのではないかと。また、それをどう行政として、サポートしていくか、支援していくか、大きな課題かと思っております。午前中の答弁でも言いましたけども、地域の役割は、私は大きく分けて4つあるかと思っております。住民の力、住民個人の力、そしてあるいは住民が組織する地域づくり団体、あるいは業界の団体、あるいはNPOの団体、そして住んでいるところを中心とする自治組織、その自治区の力、そしてそれを取り巻く形で行政という、4つの主体があるかと思っております。ともすれば、行政が中心のまちづくりが進められた嫌いがありますが、これからは住民の力、自治会の力、そしてNPOを含めて、まちづくり団体の力、その4つの力を有機的に結合していくことが大事ではないかと考えております。

また、そうしたことが可能なような仕組みづくりというのは、条例の制定も含めて、今後、総合計画の基本的な方針に乗りながら検討していく必要が私はあるかと思っております。

それから、職員の配置、職員の専門化の御指摘であります。また、コストのかからない行政運営ということでありまして、これに関しては、地域自治会が主体となつての地域づくり活動と、今まで旧中川根町では手づくりふるさと事業等が成果を上げてきていると考えております。こうした事業を全町的に再度立ち上げることが必要かと考えております。

今後もこうした事業に地域の皆さんの参加協力を得ながら、地域が真に必要な事業、あるいは整備を行っていきたい、そんなふうに考えております。

また、そうしたものを可能とするように、現時点では専属の職員を配置することは不可能かと思っておりますけども、総合的な窓口として、地区の担当という、そうした制度は全国でも事例がありますし、そういったことを考えていく必要があるかと思っております。ただ、その担当の職員が地区の出身がいいのか、あるいは全く関係ない地区の人がいいのか、さまざまな検討課題があることと、雑用とか、そういったものの引き受け皿じゃなくて、総合的な窓口として行政とのパイプを努める、そういった立場の地区の担当というのは必要ではないかと私は考えております。

それから、職員の専門化というのは、介護の分野と、そういったものには専門化というの

が今後も必要かと思いますが、全般的な分野で専門化というのは、こうした小規模な自治体では、少し人事交流、あるいはさまざまな点から少し課題が多いかと考えております。そういった部分を外部委託や非常勤職員等による採用によってカバーできないかと考えております。

人事交流に関しては、職員の意識改革、人材育成の方法として、県との交流制度の活用は必要なものと捉えており、旧中川根町から8人、旧本川根町から11人、県へ派遣し、県から2町で16人の職員を受け入れた実績があります。本年度も町と県、相互に1名の交流を実施しており、今後も条件がそろえば、交流を図っていきたいと考えております。県のみならず、国あるいは各種団体、あるいは民間と、そういった幅広い人事交流が必要ではないかと私は考えております。現状の業務との兼ね合いがありますけれども、さまざまな交流で職員の意識改革、あるいは能力のさらなる向上を図っていければと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） それでは、再質問の方に移させていただきます。

多くの質問をしましたので、主には役場組織の改革の部分、それから、コストのかからない事業の執行という意味での自治体の見直しという点が主になると思いますけれども、質問の流れでどうなるかは、まだわかりません。

まず最初に、本庁と支所の組織再編、本庁ということになると全体ということになるのですけれども、先ほど定員の管理のところ、何年か後には、普通の標準的な職員数、110程度という数字も私の方から出させていただいたのですが、それがそのまま使うという気持ちはこちらもないし、多分、一番現実的な数字としては、59名の退職者につき、1名程度の新規採用というような数字、そうすると町長の言うように140ぐらいの数字になってくと思います。ここら辺のところが一番現実的ではないかなと、そんなふうに思います。

ただ、先ほども言ったように、この数字は全体としては、他の自治体に比べて大きい数字、その分は町が負担していかなければならない数字になってきます。それだけ、町が財政的にかぶっていく部分になってくと思います。

それで、140名程度を10年の間に減らすということにしたとしても、当然、本所そして、支所の状況というのは今とは違う形になってくと思います。そうした中で、再三、町長は支所は支所で残すんだよと言いながらも、支所の制度は残すんだよと言いながらも当然、改革の方は進めていくというような話の中で、もう少し、そのところが見えてこない、町長が本川根にある支所をどういうふうに位置づけているのか。総合支所ということによって、あらゆる総合的な行政サービスに対応できるような組織というふうに考えているのか、そこら辺のところをもう少し、はっきりとした町長の考え方を示していただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） こうした合併に伴う、役場の組織のあり方にさまざまな方法があったと思います。その中で検討された結果、総合支所という方式を、この合併はとったと、私は新しい町の長として、その重みというのはしっかり受けとめていかなければならないというふうに思っております。

もう1点は、現在183名でやっているやつを140名、少なくとも140名、それ以下に落とさなきゃならないと思いますけども、そこをやっていかなければならないときに、どういった機能を絞り込んでいくかということで、そうした全体の中から、その支所と本所の機能の役割分担も随時、見直していかなければならないというふうに考えております。

総合支所ということで位置づけされたということは、さまざまな手続等が行われる、あるいはそうした住民サービスの拠点となるということで、位置づけられておりますので、住民の方々が、もうこれをやっていくと全体に影響があるよという見直し論が起こるまでは、総合支所という機能はしっかり維持する、全町で維持する義務があろうかと思っております。ただ、それが現在の総合支所、5課体制イコールとは私は思っておりません。その機能を維持するために、組織を改変しながら、その機能を確保する、そういうことが大事だと思っている。現時点で、183人でやっておりますので、将来どうなるのだということを事細かに質問されても、その場で考えていくしかないと思っておりますけども、そういった機能を維持するというのが大前提であるというふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 先ほど、町長の答弁の中で、総合支所は今の状況でも指揮・命令系統に別に混乱がないよと、それはあってはならないし、そういうことも現実にはないというような答弁でしたけれども、本当にそうなのかなという部分。というのは、一般住民のレベルで考えてみても、似たような課が本所にもあるけど、支所にもあると。それでどちらも、川根本町の役所だと、それなら、例えば福祉なら福祉、建設なら建設、川根本町の課長というのは、課というのは最高の機関ですけども、どこが川根本町全体の責任を負っているのかなというところが、住民の方として、すごくわかりにくいと、ところがわかりにくいということは、指揮・命令系統もはっきりしない、責任の所在もはっきりしないということにつながってきて、町長、総合支所は残したいという話はあったけれども、ただ、それが指揮・命令というか、組織的に混乱をしてわかりにくくしているという部分が、やはり事実としてあるじゃないかなと、そんなふうに私は思います。この点、町長は先ほど、決してそういうことはないというような答弁でしたけれども、それについてもう一度、重ねて質問をしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 一般的にそうだと思いますけど、指揮・命令系統という場合には役場の中での、それこそ指揮・命令系統の流れをいった話で、それに関しては、それぞれ責任を明確化しておりますし、命令系統あるいは情報を上げるルートも確立しているという。ただ、

日常顔を合わせるという機会が少ない課長、あるいは職員もいますので、そういう意味ではコミュニケーションを図る手段はしなければならないと、常日頃、特に私は思っているということを申し上げましたけれども、指揮・命令系統、役場内の中では問題はないというふうに、問題というか、機能しているというふうに思っております。もちろん一本化の方が、それは町民の方にわかりやすいと思いますけれども、それぞれ支所管内は、支所管内の担当課が、あるいは本庁の中の旧町関係の部分、あるいは、川根本町の補助申請、県とのやりとりは本庁の担当課が一本となってやっているような、それぞれ役割分担をしながら事務を遂行しているというふうに。これが、このままずっといくのがいいかどうか、現時点では機能しているということで、今後機構改革、あるいは課の再編等も含めていくとさまざまな形がありますけれども、特に私は、合併という今までのなれ親しんだシステムがありますため、その移行期間ともとらえておりますので、そういった中では、こうした組織を維持していくことも大事なことかと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 合併になって、1年という形の中で、一遍に言葉では一つの町になったよと言っても、なかなか精神的な部分、いろんな部分で時間がかかるという気持ちは私も思います。そのことはわかるんですけども、ここでなぜ、くどくこのことを聞いているかというと、先ほど同僚の森議員の質問もあったんですけども、総合支所の建設というのを私たちは目前に、どういうものをつくるかという意思決定を迫られているという状況の中にあります。その中で、入れ物をつくる前に、まずその入れ物に入る中身ありきでなければならないと思います。そうした中で、もう一度この、あそこの総合支所の機能、それから、どういうものにしていくのか。今は確かに総合支所という形で残したけれど、今後は検討していくよという、町長の答弁と、10年も20年も先まで使う建物を今、建てようとしているという、この事情と。ここのところをすり合わせていくためには、先ほど森議員の発言にもあったんですけど、もう少し町長の明確な発言がないと、判断をしにくいなと、そんなふうに思いますので、重ねて質問いたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 当然、箱物ありきではありません。そこにどういった機能を持たせるか、その機能を中心に話を建設委員会で詰めていかなければならないと考えております。

また、組織も、あるいはその機能というのも変化していく、特に組織の場合は今後の行政改革、あるいは定員適正化計画の中で変化してまいりますので、当然、どの時点を基準にするかという大変難しい問題があり、従って、例えば多目的スペースという部分を活用しながら原点では事務所スペースになるけれども、将来はコミュニティースペースになるんだという、そういった部分のことによって、さまざまなニーズにこたえていく必要があるかと思っております。

現時点での機能、将来の機能というのをしっかり分けながら、それに全く合致した建物を

つくっていくというのは、なかなか難しい作業ではありますが、そうした公共多目的スペースを活用しながら、それぞれの時代のニーズにこたえていく、あるいは住民に納得していただける建物をつくっていくことが必要かと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） もう一度、共通の認識のもとに議論しないとちゃんとした答えが出てこないという、最初の序の部分のところで再確認したいのですが、やはり今の我が町は4年間で14億円も赤字を増やしているという町の財政状況であります。そうした中で、応急処置的な方法をとるということではなくて、かなり抜本的な形での行財政改革をしていかなければならないという、認識のもとに話をしています。そうした中で、先ほどの町長の答弁にもあるように、職員の数も当然、減らしていかなざるを得ないという中、そしてそれは140人ではなくて、もっと減るかもしれないというような中で、それだけの絶対数が減るにもかかわらず、町長がそれに対しての本所のあり方、それから支所のあり方について、具体的なものがないというのでは、減らされる職員もたまったものじゃないかもしれないですけども、当然、結論として出てくる役場のあり方についての町長の考え方がないと、180名のものが百二、三十名前後になるということは、その数の減り方だけではなくて、組織そのものが大きく変わっていくということを意味していると思います。そういう意味において、本所のことについて、聞くことはしませんが、せめて総合支所、この総合支所は建設の委員会が入っていますので、それについてもう少し町長の答弁をお願いしたいと思います。

それに空き空間を利用するというような発言が今、ありましたけれども、そのことは本当に、これから建設委員会で考えるときに、考えていっていいことなのか。その点も伺います。というのは、役場の職員が総合支所で働いてもらう、これは待ったがかからない問題ですけども、防災拠点をつくるというのは、これは同じ緊急度がある話だとは、僕は思っていません。それは多分、ほかの人もそういうふうに思っていると思います。そうだとしたら、断続的にある程度の建物を建てて、職員に働いてもらって、そのうちに機構改革、行政改革の中で、空きスペースができると、そこのところへ防災拠点を徐々に充実していくというような形の建設の仕方もあるというふうに考えていいのか。その点について、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 庁舎建設は一括して行うという基本的な考えは持っておりますし、そのような方向で建設委員会も進んでおります。

防災拠点も、あるいは事務スペースも、あるいはコミュニティースペースも一括して、それはつくらなければならないと考えております。空きスペースという私の表現の仕方が悪いかと思えます。例えば総合支所の会議室が100のスペースが欲しい、そして事務スペースには、現時点で100のスペースが欲しい、合計すると200のスペースがあるけれども、将来的には人員削減で、この事務所スペースも80に減るんだと。それだったら、最初の当初は20の部

分は会議室、狭いけれども我慢して、80の会議スペースに100の事務スペースで建設して、将来、合理化が進む中で、本来の必要な100の会議室と、その時点での80の事務スペースでやっていく、そういったやり方ができないかということを提案した。どこかに空きスペースがあるということではございません。

また、現時点でのどうやって行政サービスを確保するのか、あるいはこの広範囲な川根本町をカバーするのかということで、総合支所の機能が決まってくると思いますので、そういったサービスを維持するために、これだけの人員を183人の中ではこれだけ、140人の中ではこれだけ、あるいはさらに進めば、これだけというふうに変わってくるというふうに思っております。その時点で最適な人員配置をしていかなければならないと思っております。

私は自分の就任する前に決まったことは守ります。その後のことについては、その事情によって、対応させていただきます。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） これが最初の質問でしたので、しつこくやりすぎて、時間がちょっと足りなくなってきました……。

本来、きょう朝出るときに、これをやりたいなといった質問に移りたいと思います。

というのは、先ほども申したように、厳しい財政状況があると、それから、なおかつ川根本町と一緒に合併をするよというような町は当分あらわれることはないだろうという中で、それならばここは腹を据えて、何年か、少なくとも10年、いろんなことを工夫しながら、いろんな改革をしながらやっていかなければならない。また、やることが住民に対する責任でもある。また、逆な言い方をすると、こういう言い方をすると怒られるかもしれませんが、2町合併はこの小さな自治体の合併は、結局は町長が決めたわけでも、議会が決めたわけでもなく、全部が、全部で決めたことであると。その前提に立って、共通認識の中で、それならこれから、どうして継続させていけるのかということを考えていく時期じゃないかなと。そんなような前提のもとに、やはり私は町の行財政運営のやり方、そのものを新しい形で変えていくということが大事じゃないかなと思います。

その一つの大きなポイントとして自治会という存在があると思います。確かに、今まで中川根町では、ふるさとづくり基金とか、そういうものを使って、お祭りとか、それから生涯学習とか、そういうものを仕掛けてまいりましたけれども、さらに進んで、この自治会というものをもっと強化し、発展させることによって、行政と住民がやる仕事の役割分担も変わってくるし、それがまたコスト削減にもなるし、何ととってもコスト削減は手段ですけども、何ととっても一番大事なことは住民自治の町を、ここにつくるという意味において、やはり今、頼らなければならないのは自治会じゃないかなと、そんなふうに思います。

町長も3月の所信表明のところで、こんなことを言っています。「自分たちの地域は自分たちで守る。自分たちでできることは自分たちでやろうという、自治の気運を高め、地域における有形・無形の資源を有効に活用して暮らしを守り、私たちも生き生きと、生きがいや、

やりがいを持って暮らす町をつくっていく」と、正にそのとおりだと思います。

そして、これは3月時点です。今、まさにこのことを具体的に、それではどうしていくかというところにかかってこななければならないときじゃないかなと、そんなふうに思います。

その点において、先ほど町長の答弁の中で、財源措置と職員の配置について若干の質問をいたしましたけど、財源措置については、明快な答えをいただいていない。また、職員の配置については、地域担当というものを置くというような話でしたけれども、今、自治会をしっかりとこの町の行財政運営の一翼を担ってもらうためには、やはり行政は持っているけれど、自治会には不得手な部分、この部分がかなりあると思います。そここのところを埋めていくのが職員の仕事じゃないかなと思います。そのような点からも、単なる地域担当を設けるという形じゃなく、もう少し、踏み込んでもらいたいという考え方があります。

それから、財源措置についても、もう一度、しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 基本的な認識の中で、自治会の力をかりながら、まちづくりを進めるというのは、私も全く、そのように考えております。

地域の姿として、自助・共助・公助というような、そういった言葉も使われますけども、自助というのは言うまでもなく、町民の力だというふうに思っております。また、公助というのは基本的には役場、あるいはそういった行政機関の仕事が公助かなというふうに思っております。その中間となる共助という部分が、いわゆる地域コミュニティー、あるいはNPO含めて、各種団体の働きかなというふうに思っております。

これからは、この公助、公の部分というのをいかに拡大できるかというところが、地域づくりのポイントになるかなと思っております。こうした意味でも、今回の川根本町の誕生を見たわけであります。

議員、合併できないというような表現もされますけど、合併できないというよりも、この合併を選択した。さまざまな議論があって、合併を選択。私も十分理解しておりますので、ただ一つの方向として決まったことに対しては、これからこうした、それぞれが支え合っていく地域づくりが必要だろうと。議論があったけれども、一度そうした、それぞれの手続を踏んで、決まったことでありますので、それに対して、どうやって力を合わせていくかというのが大事なものになると、そういう意味では自治会のあり方というのは、非常に大きなものがあるかと思います。そういう意味では、まだ少し自治会、いわゆる自治区については、機能というか、組織の大小、あるいはさまざまな案がありますので、そこについて今、区長会も含めて調整をしているところで、そういった一つの一定の組織ができたということを前提としますと、そこに対して、例えば担当の窓口となる職員を派遣したり、あるいは一定の計画の中で、地域の独自のまちづくり、例えば公園化とか、あるいは環境改善とか、あるいは生涯学習の推進とか、そういったさまざまな取り組みを行うに対して、一定の財源的なも

のも支援する必要があるかと思っております。

ただ、板谷議員がおっしゃることは、もう少し踏み込んだ財政的な支援かというふうには理解しておりますが、そこまで現時点で、すべての区に対して行えるかというのは、若干まだ、もう少しステップというか、準備する段階が必要かなというふうに思っております。

ともかく、自治会の方々がどういうふうに動くかということが、これからの大きな課題だというふうに私も考えております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） 町長の前向きな発言をいただいたと思います。

また、町長が完成品をここに示す必要も全くないわけで、姿勢として町長の前向きな姿勢に敬意を表したいと思います。なおかつ、合併できるかできないかは、また別論としても、せっかく町長、小規模自治体という合併を選んだもので、小規模自治体でなければ、できない部分、ここの部分を生かしていくという意味においては、この自治会を育てていくということは、すごく大切なことじゃないかなと思います。

それから、最後に町長にお願いしたいのは、ここまで前向きな議論の中で、それでは、具体的にどう検討していくかと、かなり難しい問題でもあるし、川根本町の先行きを決定するような問題にもなってくると思いますもので、慎重にやらなければなりませんけど、こういうものを検討していくというような、組織を立ち上げていくお気持ちがあるかどうか、町長に伺いたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 現時点では、区長会という組織もございますので、そうした区長会の組織の中から、例えば、まちづくり条例みたいなものがどうだという、あるいは総合計画の中から、そういったことも浮かび上がってくれば、そういった意味の中で、まちづくり条例、あるいは町民のそうしたいろいろな活動の基本的な指針の策定の中で、一つの検討委員会が作成できるかな、必要があるかなとは思っております。今のところ、具体的な案は持っておりません。

もう一つは、自治会活動、あるいはその自治会がまちづくりの中心となるようなことができやすい環境づくりというのは、やはり行政としてやっていく必要があるかと思っております。住民の方々に対して、こうしたことを、今回も町政懇談会やりましたが、そういった情報提供を積極的にやること、あるいは地区として、そうしたさまざまなまちづくりのきっかけになるような、そうした取り組みの基本的な部分を町が提案しながら、それを活用するのは自治会というような、そういった提案ができないのか。例えば、農産物の直売所をつくりたいとか、あるいは農家民宿をやりたい、あるいは大きな、例えば自分の地区に大井川鉄道の駅があれば、大井川鉄道の駅でお客さんをおろして、自分の地区でいろいろなハイキングをとく、そういったことによって、地域の所得、あるいは交流を深めたいというような、そういった提案が出てくるような、そういった仕掛けづくりというのは、行政がや

る必要があるのかな。あるいは、千頭地区に行けば役場が総合支所になって、人通りが少なくなつたよというふうな声も聞きます。

もちろん、少なくとも役場の職員が80人体制から40人になって、その部分だけでも減ってきたし、また、その他の関係の出入りも減ってきたというふうに思う。しかしながら、ただそれだけじゃなくて、どうやってその地区で、例えば大井川鉄道で降りたお客さんをとどめておくのか、そういった仕組みを検討するような仕掛け、あるいはきっかけづくりなんていうのも行政がやる。それを受けて、地区の方々がにぎわいのあるまちづくりをしていく、あるいはこうした道路整備が必要だけれどもということを中継ぎをする。そういった仕組みというのは必要かと思っております。

そのにぎわいというのは、総合支所を新しく建てかえただけでは、人間は復活しませんので、そういったものを、いかに人ととどませるのか、そういったまちづくりや行ってみたくくなるような町をつくるのか、そういった思いというのが各地区地区で浮かび上がってくれば、さらに。あるいは、町内の公共施設がそれぞれある地区もございます。そういったものが、その公共施設を利用しながら、地区の人たちもそれを活用する。そういった仕組みができるような公共施設のあり方というのも提案できれば、そんなふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

○10番（板谷 信君） やっと、満足に近いお答えをいただけたなと思います。

最後に、町長に認識しておいていただきたいのは、地域住民にはやる気はあります。地域住民に、もし欠けている部分としたら、それは最低限の財源、お金と、それから専門的な行政的な知識、この部分は自治区にはありません。だから、このないものを補い合うという形の中で、協働ができていく。また、新しいまちづくりができていくんじゃないかなと、そんなふうに思います。

これをもって、私の質問を終わります。

○議長（佐藤公敏君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

続きまして、原田全修君。

○4番（原田全修君） 原田でございます。

新町が誕生し、1年たちました。この1年間、私の一般質問は、本日を含めて、4回すべてに新町の地域振興の視点での、まちづくりへの町長の考え方、市政方針をただす、総括的な質問に大部分の時間を費やしてまいってきております。それは、合併後の9,000人の小さな町が、今後どのように生き延びていくのか。住民の最大の関心事であるにもかかわらず、住民の前にまちづくりの説明もされずに、時間が過ぎていくことを放っておいたのでは、議会人となった私自身にも許せないと思ったからであります。

やっと8月になって、住民との間で行政懇談会が持たれましたが、その折、私も5会場を訪問し、住民の皆様の声を聞かせていただきました。ただし、出席者は極めて少なく、私の出ました5会場では29人から40人という、少数でありまして、全体平均でも5%という出

席率であったようであります。住民の新町に寄せる期待感を失わせてしまっているのではないかと、議会人としても反省をしております。

そういう中ではありますが、新町のまさに経営計画である川根本町総合計画の策定作業が着手されました。ここで奮起一番、住民からの信頼感、期待感を取り戻すように頑張っている、議会としても頑張っていきたいというように思います。

お年寄りが、明日に生きる希望が持てて、地域の将来に子供たちの夢が描ける、そういう施策が必要でありましょうが、そのためにも目に見える地域振興策が盛り込まれ、まちづくりの計画策定が期待されるところであります。

本日は、総合計画の策定に当たって、2つのポイントからと一つの事例、一つのケーススタディーをもとに、町長の考えを伺いたいと思っております。

まず、1つ目の総合計画の策定プロセスについてであります。

合併時に新町建設計画が策定されておりますが、実はこれは総合計画の基本構想の骨格となるべきと思われますが、この構想を具体化する計画策定、この新町総合計画策定の作業の進め方、それとか町民の理解と合意の得方、こういった進め方、プロセスが重要であると思います。しかしながら、現況、住民ワークショップが立ち上がっておりますが、運営にやや問題があるのではないかと思います。私はこれに対しても、いささかの苦言と改善への提案を行ってまいりましたが、現況の打開を図るために、どのようにこれから、今後のスケジュールを進めていくお考えかを、まずお聞きしたいと思っております。

2つ目に、国とか県のプロジェクト及び近隣市町の事業等との総合計画の整合性についてであります。

計画期間の資金年次、多分この総合計画は10年間というふうに位置づけられていると思いますが、この間、資金年次に当町に影響が及ぶ、住民が関心のある象徴的な出来事が幾つか起こってまいります。これらと総合計画の整合が重要であると思いますが、このためには県・国・関係市町村、関係企業等との調整、あるいは当町の予算措置等の対応、こういったことが必要であろうと思いますが、いつを目途に、何を行うのか。その中で、課題・懸案は何か等、現況の今後の対応策についてを伺いたいと思います。

その幾つかの出来事と言いますのは、平成21年開港予定と言われております静岡空港の開港、それから少しずつれていると思われませんが、第2東名の五和のインターチェンジの開通、それから川根町の島田市との合併を控えております。

それから、早いもので大井川の水利権更新というのが、次に控えてきておりますが、資金年次に奥泉発電所の大井川水系、大井川水利権更新が控えております。その他、先ほど来、お話がありますような青部バイパスの遅延の問題とか、こういったような事象がこれからの総合計画との整合に影響があらうかと思えます。

これらにつきましては、新町建設計画では余り触れられておりませんので、この辺についてのお考えをお聞きしたいと思っております。

それから、一つの事例研究——ケーススタディーとしまして、静岡空港開港に合わせた地域振興策、当町の地域振興策への備えについてということで、お聞きをしたいと思います。

この件につきましては、いわゆる戦略プロジェクトと言われます町の各課の横断、各部課の横断をして検討していこうとする戦略プロジェクトという定義があるわけなのですが、正にこの辺の大きなプロジェクトに位置づけられるものではないかと思いますが、この静岡空港の開港は、川根、奥大井への交流人口を飛躍的に増大させ、観光事業の振興が図れるビッグチャンスであると思われます。

同時に、当地方の川根茶、まさに高級茶、川根茶の販路拡大に大きな貢献があるものと期待されます。このためには、平成21年3月開港と言われております、静岡空港の開港、あと2年半、わずか2年半と言っていいのか、まだ2年半あると言っていいのか、この2年半の期間で、外国人を含めた観光客受入れ体制を整えることが必須であると思われます。

私は、この静岡空港開港に備えた施策は総合計画としても最優先で取り組むべきテーマではなかろうかと思います。

当町が持っております、あるいは当地域が持っております地域の資源、それから既存施設の活用、これは先輩たちがつくってくださったたくさんの——幾つかの施設がありますが、これらの有効活用を図ること。それから、奥大井マウンテンパーク構想、こういった言葉が飛び交っておりますが、まさにこの具現化を図り、そのためには、個々には景観の整備だとか、町並みの環境の整備、外国人をお迎えするための会話だとか、パンフレット看板類の整備だとか、保養レクリエーション休憩所の設置、体験観光のメニューの整備とか、観光タクシーの備えだとか、たくさんの準備しなければならない事柄があろうかと思いますが、こういったものの、整備が急務でありましょう。

その中で、なかなか打開策が見つかっておりませんが、寸又峡、奥泉間の狭隘道路の渋滞、観光車両の渋滞対策、青部バイパスの話が出ましたけれども、崎平・小井平間、こういったところの交通渋滞対策は、最重要課題ではなかろうかと思っております。

私は、静岡空港開港に合わせた施策、これを進めることによって、少し大げさな言い方をしますと、我が地は国際的な観光地になっていく可能性を十分に秘めている。言い過ぎではないと思います。このような観点から、今後の推進策につきまして、あるいは現在の現況、この辺についての、町長のお考えを伺いたいと思います。

後ほどの議論の中で、私なりの提案も行わせてもらいたいと思っておりますが、このようにターゲットを明確にしていきますと、やるべき課題・懸案、こういったものが浮かび上がってくると思いますので、あえて細かな表現もしてまいりました。

以上で、私の総括的な質問を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長（杉山嘉英君） 原田議員の質問にお答えいたします。

総合計画について、並びに国・県プロジェクトの整合性についての御指摘と、あと具体的な例として静岡空港開港への備えと、大きく分けて2点というふうにとらえて答弁させていただきます。

新町建設計画は、中川根町と本川根町の合併後の新町を一体的な地域と想定したまちづくりを推進していくための基本方針が定められており、この方針に基づき、その実現を図ることによって、新町の速やかな一体化を促進し、地域全体の発展と、住民福祉の向上を図るものとして、計画策定されております。

今回の第1次川根本町総合計画については、合併協議のすり合わせ事項の新町における取り扱いにより、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画を平成18年度中に策定する方向で、事務を進めているところで、当町の計画の中では最も、最上位計画として位置づけております。

質問にありました総合計画を策定するに当たっての現況と、今後のスケジュールについて、次のように進めさせていただいておりますので、今後の計画等の主なものを報告させていただきます。

計画策定につきましては、専門的な知識を持つコンサルティング業者の選定をさせていただき、4月14日に7社によりプロポーザルを実施しました。業者決定後、最初に5月15日夜7時からでありますけれども、子供ワークショップを開催させていただき、子供たちのこんな町ならいいななどのご意見をいただいたところであります。小学校6年生8名、中学校2、3年生8名、高校生4名の合計20名の参加をいただいております。

次に、本町に居住する住民の皆様が町の現状をどのようにとらえ、将来どのような町となることを希望し、どのような暮らしを望んでいるか、具体的にどのようなまちづくりを進めていくべきかというようなご意見をいただくために、基礎調査ということで町民へのアンケート調査を実施しました。

調査期間は5月24日から6月7日。人口9,000人に対して、1,000人を抽出し、519人から回答を得ております。次に、町民ワークショップの開催を実施しております。6分野に分かれてまちづくり全体に対する意見、提案を出してもらっており、現在3回実施しております。委員の数は37名にお願いしております。第4回目を10月10日に予定しております。また、同時に役場内に総合企画策定庁舎内検討委員会の開催も実施しております。委員は係長級を含め16名であります。また、今後全体的なご意見を伺うために総合計画審議会の開催を計画しております。第1回を9月27日夜計画しております。全体で4回程度を予定しております。委員は各種団体に選任をお願いしております。15名のうち議会からも2名の参加をいただきます。

その後、そうした審議会を経て基本構想案の作成、検討修正を9月から10月に行いたいと考えております。基本計画の取りまとめ修正を10月から来年2月、その間パブリックコメントの実施を12月から1月、これは町広報、ホームページ等によって行いたいと考えておりま

す。そうしたものの説明を12月に行い、あるいは3月に基本構想案等の説明を行いたいと考えております。

以上が今までの経過、今後の予定であります。

また、大変重要な今後の10年間のまちづくりを決める総合企画でありますので、担当課には先に期限がありきではないと、例えば実施ではそれぞれの会議も何回と決まっておりますけれども、そうした必要があればそれにこだわらない、委員の方の協力が得られればこだわらない、そういったことも言っております。やはり、10年間町民の方に共有できるそうした総合計画をつくり、それをもとに心一つにまちづくりを進めていく、そんなふうを考えておりますので、町民あるいは委員の方の御協力、あるいは審議会の御提案をいただきながら、町民に理解される、あるいは町民のバイブルとなるような基本構想案をつくりたいと考えております。

また、大きな課題ということで、川根町としましても合併が挙げられておりますけれども、これは現在川根と島田が協議を進めておりますので、そういったものの動向を見ながら必要があればまた川根町の協議、あるいは川根町、島田で構成している1市2町のそれぞれの各種協議会等で議論を深めていきたいと考えております。基本的には総合計画に関しては、川根本町としてはこうしたまちづくりをしたいということで、それにのっかって今後新島田市との連携を図っていききたいと考えております。

大井川水利権に関しても、環境問題ということで位置づけされてくると思います。今回は田代ダムの更新が終わり、また次の奥泉ダム等の更新が始まりますので、そういったことを踏まえて、その水利権の更新に関しては、また従来のような各種団体の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

あと、静岡空港への備えであります。私も静岡空港の開港というのはこの川根本町にとって大きな一つの転機になるだろうという位置づけを持っております。原田議員御指摘のとおり、私もそう思っております。その中でやはり交流人口の増大、いわゆるその中での観光客の受け入れ体制を整えることにつきましては、観光業者はもとより、地元旅行業者、あるいは関係事業者、観光協会、広域の観光協議会、県の観光協議会等と連携をとりながら進めていかなければならないと思っております。それぞれの団体においても、静岡空港開港も一つの契機としてさまざまなプログラムが編成されております。外国人観光客誘致促進のためには外国語併記のパンフレットの作成や看板の作成、また商品プログラムの作成、観光関係者によるおもてなし講習会等が必要と思われます。静岡空港は札幌、沖縄など、国内4路線を設定し、韓国、上海、北京、香港、台北、バンコク、シンガポール、ホノルル、グアムの国際9路線を想定しているとのことで、空港に一番近い温泉地としての地域特性を生かすチャンスではなかろうかと考えております。現況の観光資源としての音戯の郷、あるいはウッドハウスおろくぼ、フォーレなかかわね茶茗館等さまざまな施設、そしてキャンプ場、吊り橋、アプト式鉄道、SL、温泉等、あるいは溪谷、紅葉等、これらの資源をリンクさせ、外国の

方との交流促進を図るべく観光ルートの確立がまず必要だと思われます。また、奥大井南アルプスマウンテンパーク構想の基本の考え方は、奥大井及び南アルプスの自然環境の保全と活用であります。この考えのもと、これまでも本地域の貴重な動植物の実態調査や保護対策、ボランティアグループの育成、支援、県民に対する意識啓蒙等さまざまな取り組みをしてまいりました。また、近年全国各地で登山者の排泄物が自然環境に悪影響を及ぼすとして問題視されており、その対策として試行的ながら携帯トイレの導入調査を本年7月から8月にかけて樺島から千枚小屋付近で実施し、10月から11月にかけては山犬段付近において実施する予定であります。

また、7月29日、30日に長島ダム周辺で行われた「森と湖に親しむつどい奥大井接岨湖フェスティバル」では、PRブースを設けて来場者に対し、本構想の趣旨を広く理解を深めていただくための活動を行いました。今後も県に対しても大井川流域全体の活性化に向け、積極的な働きかけを行うとともに、構成団体とも協調しながら、構想の具現化に向けた活動をしていきたいと思ひます。

特に、今後のこうしたいわゆる外国の方々の受け入れに対しては、地元というか日本人の視点だけではなく、やはり外国の文化あるいは風習というのも十分熟知した上で体制を整えていかなければならないと考えております。例えばでありますけれども、各大学に留学している留学生の方をお招きし、そういった方々からアドバイスを受けるなり、そういった方々がボランティアあるいはアルバイトとしてそうした語学の研修をしていただくとか、そうした取り組みもしながら先ほど言いましたように空港に近い温泉地としての対応を関係業者の方々とともに進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） それでは、少し具体的にお聞きをしていきたいと思ひます。

まず一番初めに申し上げました計画策定のプロセス、最後の事例として出しております静岡空港、こういったものも含めた今後の計画策定ということで、この進め方というのにいささか問題があったということで、これを今この問題どうこうということではないんですが、運営の仕方どうこうというのは、これは十分反省をしていただきたいと思うわけなんです、そもそもその新町の総合計画というものは、新町の建設計画というものが土台になって、基本になって、これは基本構想というところの骨格になっているというふうな位置づけ。いずれにしても、これは全体を検証してみなければなりません、レビューをしてみなければなりません、そういう位置づけになっているという基本的な考え方でよろしいのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 新町建設計画に基づいて両町が協議して、こういうまちづくりをしましょうということで合併いたしましたので、当然そういったものは受け継がれてくる中で総合計画というのが策定されていくというふうに考えております。もちろん一言一句同じとい

う意味じゃなくて、基本的な理念というものがあって、特に今回は合併した最初の総合計画でありますので、その合併するまでの約束事、新町建設計画というのは大きな位置を占めるだろうと思っております。その中でこの合併して今策定しておりますけれども、そういったものを受け継ぎながら、その基本的な意味を受け継ぎながら総合計画の中で何をしていかなければならないか、何を重点的に行うか、そういったことを協議しながら編成作業を進めていくというふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） わかりました。そういう基本的な考え方があるということは確認ができていいわけなんです、ならば今度10月に行われる第4回目と言いましたか、第3回目と言いましたか、こういったところではこの新町建設計画をもとにした枝葉をつけ、あるいは根を生やすというような、そういう検討が必要だろうと思っております。というのは、今までやられてきたこの進め方につきましては、住民の自由な発想によってこれからの新町構想を、あるいは戦略プロジェクトという表現も出されていたようなんですが、このプロジェクトをつくっていききたいというような住民ワークショップの作業の流れがありました。こういう流れでいきますと、せっかくの新町建設計画というものがあきながら、もっと別の形の動きになってしまうということをおそれていたわけですし、効率的な面からも問題があるかと思っております。ワークショップのメンバーはこれからのこの我が町の将来に大きな期待を持って、そして自分の経験あるいは知識、そういったものをこれにぶつけてまちづくりに貢献していきたいというような、そういうファイトを持った人たちの集まりであると思いますので、ぜひ効率のいい、そして新町建設計画に整合がとれた、そういう計画策定をしてもらいたいと思っております。ですので、新町建設計画に、何といいますか、もう少し丁寧な課題への掘り下げ、対応への検討、こういったもの、5W1Hとよく言いますが、どこでだれがいつどこで何をどのようにしていくのかというような、こういったところへの検討をワークショップのメンバーにやっていただくような、そのような進め方をぜひやっていただきたいというふうに思っております。その点いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） こうした総合計画策定におけるワークショップの位置づけでありますけれども、やはりこうしたものをつくるときに偏った意見の集約ではいけないと。さまざまな、例えば住民側の意見、あるいは行政側の意見、先ほど言いましたように各種団体の意見も含めた審議会的な意見、そういったものが加味されて、あるいはそのときの社会的な情勢を踏み込んだ中で10年計画をつくられていくというふうに思っております。そうした中で、例えばワークショップの働きというのは、例えば今の状況なら我々はこういうことをしてみたいね、こういったことを町民の力でやってみたい、そういったことの意見を聞いて、そういったものを踏まえて総合計画の中に反映していくというふうに考えております。例えば、網羅的に町として役場にこれをやってください、これをやってください、これをやってくだ

さいというのじゃなくて、住民としてこういったまちづくりと一緒にやってみたい、だからこういう仕組みが欲しい、あるいはこういうことを町民と一緒に行政とやってみたい、そういった今必要なのはこういうことだとそういった意見の集約の場がワークショップだろうと思っております。したがって、その意見というのを踏まえた中で、そういったものを総合計画の中でどこに位置づけていくか、そういったことを今後の編成作業の中でやっていくというふうに思っております。例えば、子供たちはこんな町がいいなということを言っていております。そういったことを将来見据えて、それになるべく近づくような町をどのように先ほどいった行政、住民、そして民間団体、あるいは自治会、そういった方々と手を合わせてやるかというのを担っていくのが総合計画、やり方のポイントを示すのが総合計画というふうに思っております。また同じように、住民の方々がこんなまちづくりをしたい、こういうまちづくりとしてやり方があるんだということを提案していただく、そういったものをいただいて、そのワークショップの中の意見というのを総合計画に反映していくというのが今後の作業になろうかと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 庁舎内の検討委員会が編成されたと、係長以上の組織をつくったということではありますが、まさにここが総合計画を編成していく作業部隊になるわけであります。このワークショップのメンバーは独立して存在しているのではなくて、検討委員会がつくり上げていくこちらの草案にいろいろな角度から意見提案をして、改善を要求し、そういった形で検討委員会とワークショップの間では相当な連携が必要になってくるだろうというふうに私は解釈をしておりました。そういうことで、基本的にはどこかに構想の基本があると、これが新町建設計画ではないかというふうに申し上げて、多分庁舎内の検討委員会のメンバーもその辺をたたき台にした草案をするものではなかろうかと思っております。ワークショップのメンバーはこの検討委員会に対する意見提案、意見具申、改善要求、こういったものを図るための役割がこのワークショップにあるというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） それは少し私の認識とは違うと思います。その原案に対しての意見というのは審議会等で伺いますし、またパブリックコメント、全町民からいただきますと。先ほど言いましたように、住民としてこうしたまちづくりをしてみたら、あるいは住民としてこんなことができるよ、そういったことの御提言をいただく、あるいは環境とか暮らしとか文化とか、いろいろな基本的なテーマがあるけれども、やはりここが一番まず最初の優先順位が高いのか、そういった御意見をいただくのが私はワークショップの働きで、ワークショップそのものが基本計画の調整とか、そのものに対して意見ということは若干違うというふうに思っています。町民としてこういうことができる、こういうまちづくりがしたい、あるいは新町建設計画の中で6項目挙げられていますけれども、この中でこういうことはとりあえず新しい川根本町の中でやりたいねとかって、そういった町民の方々の素朴な御意見、あ

るいは素朴な希望というのをまとめ上げていただく、あるいは提案していただくのがワークショップの役目だというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 今町長の答えにあったような感覚、これが今町の姿勢であるとしみますと、私が考えておりましたこの進め方とは大きな考え方の隔たりがあります。かように30数名のメンバーもそれぞれの考え方、この進め方への思いというようなものがそれぞれにあるんじゃないかと、そんなことから実は今少し混乱をしているというように感じます。明確に今の町長の言うように進めていきたいというならば、町長の方針を明確に皆さんの前に示して、その役割位置づけ、任務というものを明確にした説明がまず必要ではなかろうかと思しますので、どうか今私も実は一市民の立場としてワークショップに参加をいたしましたけれども、今のような混乱の中で私は議員という立場もありますので一たん身を引かせてもらいましたが、こういった混乱をなくして、町長の言われるような方向へ持っていくような形でもう一度丁寧な説明をし、そしてコンサルタントであるぎょうせい総合研究所、そちらの方とのしっかりした綿密な打ち合わせのもとにこれから運営をしていっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 混乱と言いますけれども、いろいろな御意見は伺っておりますけれども、混乱というところまではあれかなと思いますけれども、確かにそれぞれの委員の方々の思惑があったということと、もう一つは2回目のときにポイントを絞り込んで3つのプロジェクトに移行しようと、そういったところに少し時間的な、早く進めた部分がありますので、余計混乱したという部分には思い違いが強くなったというふうに認識しておりますので、こちら辺はしっかり。もちろん、コンサルタント会社とは話をしておりますけれども、次回のワークショップには当然私も出て、こういうことだよということで説明をしたいと思しますし、御理解をしていただきたい、そういうふうに思っております。ワークショップというのはそういうふうに、そのものにかかわるんじゃないくて、現時点での住民の協働に対するあり方とかあるいは素朴な御意見とか、あるいは大事なことについてどこが一番関心があるか、そういったことをいただく場というふうに位置づけておりますし、そうやって次の段階に、審議会の場に持っていければというふうに思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 今の答弁で、これからの進め方についてわかってまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思いますが、なぜ私が今のように申し上げたかといいますと、混乱という言葉を使わせてもらったかといいますと、町長今3つのプロジェクトにまとめていきたいと、こういうふうに言われたんですが、実はこの3つであれ、1つであれ、こういったプロジェクトにまとめるというような作業が果たしてこのワークショップで必要なものであるのか、ふさわしいものであるのかというところに疑問があったわけなんです。というのは、

次の項目にあります国とか県のプロジェクト、近隣市町の事業等との整合というところで、大井川水利権の更新とか、静岡空港の開港だとか、こういったところに相当な意識を持ってまちづくり、町総合計画というものを考えていく、つくり上げていくということが大事だろうと思うんですが、このプロジェクトというような形に一つのワークショップのメンバーが一つのものをつくり上げちゃう。当初集合させたのは6つの分野それぞれにそれぞれのエキスパートが集合して、それぞれの6つの分野で議論をし、構想策定に貢献をしていきたいというそういう意気込みで参加したメンバーが、やがていつの間にか3つなり1つなりのプロジェクトをつくるための作業員になってしまった、こんなふうになってまいりますと、先ほど申し上げました幾つかの国や県のプロジェクトなんかがそこに横たわっているのに、これらがどこか行ってしまってせっかくのこの提案というようなものも葬り去られてしまうという危険性がある。そういうことから、私は2番目の国、県プロジェクトというところをきょうこうしてお話をさせてもらっているわけなんです、そういうことであります。

ですので、あくまでも6つの分野、6つのエキスパートがそれぞれに機能するような形でぜひワークショップがうまく回っていくようにお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 総合計画の関連の中で、新町建設計画の中で6つのグループ、そういったところで御意見をいただいた。ただ、それぞれのグループがうちのグループのこれだけとはというようなことだけではなかなか進まないの、一つのやり方としてその中でまたさらに重点的に今後の10年間で川根本町として重点的にやっていきたいものについて絞りこんでいけば、そうしたものは総合計画の中で何らかの形で反映できるんじゃないか。要するに、プロジェクトをつくるというよりも、住民の方々はこの大きな項目としてこの3つの分野、あるいは3つの事業とっていいかどうかわかりませんが、これに関しては実現を望んでいますよ。また、それに関しては、町民の方々もいろいろな形で参加しますよ、そういったものの集約をしたかったというふうに私はとらえております。それがそのまま100%ぽんと総合計画にのるということではなくて、そうした住民の方々が強い思いを持っている、これは早期に実現できるように、総合計画の中にさまざまな施策の中で位置づけていこうとか、あるいはどういう文言になるかわかりませんが、例えば重点プロジェクトなり、重点項目なり、そういったものに位置づけていってもこれはワークショップで集約されたことなら町民の方々が理解もしてくれるし、それにまた参加してくれますねというようなとらえ方をしている。したがって、限られた回数の中でそれをまた3つに絞り込むということが非常に混乱を招いたというふうに私は思っているのは、あえてそれに絞る必要はないんじゃないかというふうにもその後協議をしております。

いわゆる、くどいですがけれども、ワークショップでまとめていただきたいのは、これから大事なことから、我々も町民も参加するから川根本町としてさあみんなで行きましょうよ

というようなことをみんなの意見としてまとめていただければ、総合計画に反映できるし、実現の可能性も高いし、またそれが町民の暮らしに役立つ仕事だというふうに思うと。その選考過程というのを役場の担当課も情報をいろいろ持っていますけれども、それプラスそうした住民の方々の直接のワークショップで上がったものというのはみんなの協力が得られるんじゃないか、需要性が高いんじゃないかということでお願いした経緯がございますので、そういった本来の趣旨に沿うように今後もやり方については改善をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） これだけを言うておりますと時間がなくなってしまうので、ぜひ3つの分野でまとめるだとか、戦略プロジェクトをまとめ上げるんだとかいうようなところだけは、どうかその辺に固執しないように、それぞれの6つの分野に、せっかくの専門的知識を持った人たちが出ているはずですので、どうか尊重するような形で今後進めていっていただきたいと。それから次のワークショップにはその辺のところをよく説明をし、メンバーに納得できるような形で次のステップに踏み込んでいっていただきたいというふうに思います。

次の国・県プロジェクト等の整合ということで申し上げましたが、まず静岡空港。静岡空港につきましては、実はこの川根本町から静岡空港までは40分で行ってしまうというような非常に交通環境がこの地域もよくなってまいります。いうことから川根茶の販路拡大にも大きな貢献があるのではなかろうか、空輸も可能である、あるいは外国から来るお客様に本当に日本の料理、日本のお茶の味というものを提供することもできる、こういった意味で川根茶の販路拡大に期待がかかっております。そういうことから、川根茶のPRの戦略というのがそこに新たなPR戦略が生まれてくるのではなかろうか。そうしますと、静岡空港にどのような川根茶の宣伝拠点を置くのか、あるいは韓国に中国に、その他外国に、北海道に沖縄にというようなどのような川根茶PR戦略を展開していくかということが非常に気にかかります。この点についてひとつお尋ねをいたします。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 空港を使った川根茶PR戦略ということでありまして、例えば現在どのような空港の中でのブース配置になるのか、あるいはそういった団体がどのようなJA、あるいは茶業関係者が入るのか、そういったこともまだ確定しておりませんので、そういった全体の状況を見ながら空港を使った戦略というのは展開していきたいと思っております。現時点では川根茶というブランド力の強化、あるいは例えば空港におりた方々が川根茶が欲しいんだよ、県内各地にお茶の産地がたくさんありますけれども、その中で川根茶が欲しいんだよ、あるいは空港に並んでいれば真っ先に川根茶を手にとっていただけるような知名度と品質を維持すること、そういったことを重点的に今やっておりますけれども、当然空港のさまざまな事業が展開されればそれに資金的な制約もあるかと思っておりますけれども、

各種団体、あるいは茶業振興協議会、あるいはお茶街道という、そういった組織もございますので、そういったもので対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。冒頭申し上げましたが、当町には幸い先輩たちがつくってくださったいろいろな施設がありますが、なかなか有効活用がされていない。しかし、これからはこの外国人を対象に、もちろん日本人も南から北から、この方々を対象にいろいろな観光PR、観光資源を活用していかなければなりませんので、例えばリフォームをしてリニューアルをして、お客様の視点で、言ってみれば中国の方、韓国の方の視点でこの地域の産業とか文化、自然というものを提供するようなものにしていかなければならないと思いますが、そういったような観光開発というものに対しての町長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 当静岡県というのは海あり山ありあるいは里ありということで、また富士山あるいは南アルプスという大変すばらしい景観というのをそろえております。したがって、全国からこの静岡へ多くの方が来ていただけるという一つのきっかけというか、さらなるきっかけとして空港が挙げられると思っております。特に、そうした方々をどのような受け入れをする中で周遊ルートなどの、そうした整備が必要かと思っております。当町だけではやはり多くのお客さんを引きつけるだけの魅力はないと。やはり当町を經由してどこへ行く、どこを經由して当町へ来て静岡空港に行くというような、そういった周遊ルートというものの検討が必要かと思っております。こうした当町の恵まれた立地条件や地域資源を生かしながら、例えば大井川鉄道との連携とか、あるいは南アルプスの登山、あるいはさまざまな地域のレクリエーション施設を利用したそうした周遊、あるいは滞在型の観光エリアをこの中部全体でつくっていくことが大事なというふうに思っております。また、そうしたことの対応については、総合計画等においても3年ごとにローリングをして計画の調整をして、必要な事業の把握をしておりますので、そうしたローリングの中にもこうした地域全体での周遊ルートの編成あるいは周期というのを入れていければというふうに考えております。当町だけではこうした多くのお客さんを滞在型、あるいは呼び込むだけのまだ足りないと思っておりますので連携をしていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 今町長おっしゃった周遊ルートの構成ということは全くそのとおりであると思っておりますので、ぜひ精力を入れて頑張っていただきたいと思います。静岡空港からこの当町だけの考えではなくて、当然今町長のお話にありましたような、大井川、南アルプス、こういったところを貫いたこの地域の特性をPRしていく必要があるかと思うんですが、現在、静岡空港周辺地域観光連絡協議会、こういった組織、あるいは大観連というのがあるんですが、大井川観光連絡協議会か、こういったものがあるんですが、井川、静

岡市というのはこの組織に入っていないんじゃないかと思っております。今後こういった大きな組織ということよりも、むしろ今周遊ルートとおっしゃいましたけれども、そういったところのエリアのところで独自の振興組織というようなものをつくっていく必要があるのではなかろうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） これは旧本川根町時代からの引き継いだ中で、井川地区あるいは南アルプスを中心としたそうした連絡会も持っております。また、先ほど言いましたように広域の観光関係の組織もございます。そういったものを活用しながら、特にこの川根本町、特に本川根との歴史がありますけれども、井川地区、あるいは静岡市との連携というのも含めていきたい。特に、今回静岡市が南アルプスの世界遺産登録ということで市長を筆頭に動き始めております。そうした流れの中で、当然我々もそれに大きな関連がありますので、今までの南アルプスマウンテンパーク構想としての静岡市とのつき合い以上に、南アルプスの世界遺産登録というようなこと、一つのきっかけとしてこの地域のPR、あるいは先ほど言ったさまざまなルートの開拓等を行っていければと考えております。いずれにしろ、静岡市と井川を中心に、あるいは南アルプスを中心に、静岡市との連携というのは重要視しておりますし、これは今までの本川根町での御苦勞をしっかりとそういった実績を受け継いで、川根本町でもしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） そういう組織があって機能しているというのは少し私は認識が不足しておりましたので、ぜひともそちらの組織も活性化をしていただくようお願いをしたいと思います。

冒頭申し上げました寸又峡、奥泉間、この狭隘道路の交通渋滞対策、こういったものが解決されれば、崎平、小井平間も同様に解決がされるだろうと思うんですが、寸又峡、奥泉間のこの渋滞対策、これは遠くから来る観光のお客様にとっては今のようなことでは大変うまくないではないかと思えます。どのように対策を考えておられるか、何かありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 特に紅葉、あるいは新緑のシーズンにはこの2カ所が大変渋滞しますので、旧本川根町時代から大変御苦勞されている、その様子は私も十分承知しておりますし、合併した後も同様にその状況というのは把握しております。現時点ではガードマンの対応で何とか交互通行で乗り切っておりますけれども、抜本的な対策というのはどちらもそれぞれ建設費、あるいはバイパスの建設等を抱えておりますので、原道の拡幅というのはなかなか難しい状況だと思っております。何とか新しい信号システムとかパークアンドライド方式等の活用、今までやってきたことをもう少し拡張しながら、集中している時期の交通緩和というのは考えていかなければならんかなというふうに思っておりますけれども、今までも御苦

劣されてなかなかそれができない中で交互相行方式をとっておりますので、そう簡単ではないと思いますけれども、何とかこれから空港等が開設され、交通渋滞ではイメージダウンにつながりますので、特に寸又関係の、今のところはバイパス整備もまだ目標年次がございませんので、何とかその部分では交互相行をもっと円滑にできるような仕組みが考えられないか、やはり調査研究をしていかなければならんと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 同感であります。私はその点につきまして皆様も御存じの方がいらっしゃるかもしれませんが、静岡産業大学の情報学部にこういったことに対して関心を持っておられる教授、助教授陣があります。以前、田畑和彦助教授の提案された接岨峡周辺の森林セラピーロード構想、これについては12月の議会で申し上げたことがありますが、この田畑助教授もこういった接岨、寸又の方の地域振興に大変興味を持っております。そして、この渋滞対策を何とかしなければという考え方を持っておりますし、学生たち、それから同僚の教授、助教授たちも力になってくれそうだなというようなことを聞いております。どうかこういう産・学一緒になったこの地域振興策を考えていくように、静岡産業大学だけではないと思いますが、地元の大学でありますので、藤枝に拠点がありますので、この地域に大変な関心を持ってくださっているこの方々を使ってというと失礼ですが、力をおかりして対策を考えていってくれば、総合交通システム、コンピューターを使った交通システムのようなものがかなり早い時点ででき上がってくるのではないかな、そんなふうに思っております。

こういう提案についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 基本的な方向ということで御質問だと思いますけれども、先ほど私は板谷議員の答弁の中で、地域内のまちづくりの一つの力として、住民あるいは自治会、そして住民団体、行政、そのネットワークが大事だと言っていました。それはまた別な意味で、視点から考えますと、川根本町を一つの仕組みとすると、今度は川根本町と企業、そして大学等のそうした研究機関、その3者のネットワークというのが大変重要なこれからの課題になってくると思っております。そういった意味ではさまざまな企業、あるいは大学のノウハウ、あるいは研究の今までの実績を生かす、あるいは研究の場所を提供しながらその実績をいち早く成果を取り入れる、そういった仕組みというのも大事なことで私は思っております。特に、県内の産業大学にとどまらず、各種大学との連携が深まればなということで、さまざまなアプローチは自分なりにしておりますけれども、今後ともその努力はしていきたいと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。静岡産業大学の学生たちはこちらにかなり関心を持って、学生たちの教材に、実はキャンパスにこちらがもう既になっているというふうな情報も聞いておりますので、ぜひ連携を密にした対応をお願い

いしたいと思っております。

最後になりますが、まだたくさんあるんですが、最後にさせてもらいますが、いずれにしても、こういったことを展開していくと、これは総合計画の中のやはり大きなテーマだろうと、大きなプロジェクトだろうと思いますが、こういったようなものを展開するにはやはり財政の裏づけというものがあ程度なければなりません。大きなお金を扱うという提案を私はしているのではなくて、工夫をしていけば何とかなるだろうと、しかしながら財源がなくてはだめであります。先ほどお話がありましたような町の総合庁舎の話が出たり、あるいは先般提出されました財政シミュレーションの中に私気になっておりますブロードバンドの構想、10数億円もかけて本当にやるのかという、こういったようなことなんかももう少し研究し、場合によっては後ろ倒しにするとか、そういったようなことを含めながらもこの財源を編み出していく必要があろうかと思います。財源の対応について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） いろいろな御意見があろうかと思います。新庁建設計画にのっているんだから、何が何でも実現しろというような御意見もできると思いますし、今原田議員が言われたことももっともであります。やはり一つの計画というのは、それは決定した経緯がありますので、尊重しなければならないというふうに思っていますし、金額もさることながら、それが必要とした、この地域にそうした事業が必要とした事情というのがあるかと思っています。そういったものが代替的なものが出てくるのか、あるいはそうした事業を必要とした経済的状況、社会的状況の変化があったのか、あるいは住民の意識が変わってきたのか、さまざまな変化の様相があろうかと思っています。そういったものがあれば、当然そういったものも軌道修正というのはあるかと思っています。現時点では、新庁建設計画にのっとっている事業というのは、これは進めるというのが基本的な方向でありますけれども、その後の情勢の変化で住民の方々がこれはもうというようなことが納得できれば、当然新たな施策に展開するなり、先送りするなり、さまざまな取り組みの仕方があると思います。また、私の役目というのは、1つは約束事を守ると同時に、町の財政を健全化させて持続性を持たせること。この2つのバランスをとりながら、住民の参加を得ながらまちづくりを進めているというふうに思っておりますので、計画は尊重しながらも、その事業の、求めていたものの状況をしっかり把握をしながら、その時代時代に対応すべきものはしていきたいと思っております。まだ、私はそのブロードバンド等についても、あるいはあそこの事業というのは必要な事業で、あそこに乗ったと思っておりますけれども、そういう予算規模とか、あるいは対象の範囲とか、まだまだ検討価値はあろうかと思っております。

○議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

○4番（原田全修君） 多分時間になったと思いますので、これで打ち切りたいと思いますが、最後のまとめとしまして、実は静岡空港開港まで2年半しかないということではあるんです

が、平成19年度予算が既に検討されているかと思います。この総合計画のうち早く手をつけなければならないものと、少し時間を置いてもいいものとのあるわけですので、ぜひ静岡空港対応につきましては早目の対策、早目の検討を開始していただきたいと、そういうふうをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤公敏君） これで原田全修君の一般質問を終わります。

それでは3時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時40分

○議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

中澤智義君、発言を許します。13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 今議会最後の一般質問になりました。お疲れのところですが、もう少し我慢してください。

私は川根本町当局が導入検討しております木質バイオエネルギー環境モデル事業について、町当局のお考えを伺います。

町長は、本年3月議会において、町と矢崎総業、森林組合の3者で木質バイオエネルギー事業を導入する決意を表明しました。原油、天然エネルギー、天然ガス、ウラン等のエネルギーの大半を外国から依存している日本は、エネルギー問題で将来に不安を抱いております。その点、木質エネルギーは日本にある手つかずのエネルギーで、しかも環境に優しい一石二鳥のエネルギーと思います。ましてや、低迷している森林事業のてこ入れに、また雇用の拡大にと、町長の決意は私たちの夢が膨らむ思いがしました。しかし、その後、矢崎総業や町の説明会、また私たち議員の先進地の視察研究会、矢崎総業の中間報告会、また議会の検討会を重ねた結果、現段階では4つの問題が指摘され、懸念されております。きょうはこの機会に4つの課題、問題を指摘し、当局にお考えを伺いたいと思います。

1つ、木質エネルギー環境モデル事業導入に当たって、基本的課題について。二酸化炭素の削減など環境問題とあわせて地域の林業振興、産業振興を図るために、当事業の導入を進めようとしている当町が、原材料の調達過程からの製造、流通の過程を通して見た場合、林業振興はもとより、他産業への波及効果も多くが期待しにくい。特に、事業主体となるべき森林組合の顔が見えず、森林組合はどう考えているか、この点についてお伺いしたいと思います。

2つ、国・県との支援体制について。本議会が視察した岩手県において、県を挙げて木質バイオエネルギーの需要拡大に努め、支援体制も整備されております。ところが、現在のと

ころ静岡県においては同様の姿勢が見られませんが、この点についてお伺いします。

3つ、原材料調達に当たっての課題について。当町で当事業を実施するに当たって、原材料の調達は未利用間伐材を林家から約250トン、ボランティアによる収集約30トン、製材所端材としてプレナーくず、背板、おが粉、単材、樹脂等で約1,243トンを購入するとしているが、未利用間伐材を林家から購入する場合、運搬経費を一部補助するにしても、コスト面で林家の負担が多く、さらに製材所等からの購入についても近年の林業情勢から見て、長期的かつ安定的に計画どおり調達できるか疑わしい。また、杉、ヒノキなどの針葉樹である当町のペレット原料は、ペレット製造には不向きとされております。今後、ペレット製造機器の開発が進むとしても課題が残るではないかと思えます。この点についてもお伺いいたします。

4つ、ペレット需要の確保について。本町における事業は、矢崎総業と連携して行うものであり、生産されたペレットの多く、1,100トンは矢崎総業が引き受けるということですが、残りの700トンについては他の販売ルートを確保しなければなりません。また、1,700トンを製造しないと企業としての採算がとれません。今後周辺地域にそれだけの需要確保の見通しがあるか、燃料機器のある程度の含みを考慮しても、なお見通しが立ちにくい。この点についてどうお考えであるか。これら4つの点について、町当局の御回答をお伺いいたします。

○議長（佐藤公敏君） ただいまの中澤智義君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（杉山嘉英君） 中澤議員からいわゆる木質エネルギー循環モデル事業について御指摘がございました。お答えいたします。

先にお断りしておきますけれども、現在検討中でございますので、それに対して明確な回答というわけではございませんけれども、検討課題あるいは基本的な認識等について、お答えし、回答にかえさせていただきます。

現状認識であります。いわゆる地球温暖化問題は次世代に豊かな資源と美しい環境に恵まれた地球を残していくために、人類が早急に取り組まなければならない最も重要な環境問題の1つであります。

このため、カーボンニュートラルという特性を持つバイオマスの利活用を図ることは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替につながり、化石資源由来のCO₂の発生を抑制することから、地球温暖化防止の観点からその推進が重要となっております。また、2002年にヨハネスブルグで開催された、持続可能な開発に関する世界首脳会議において採択された実施計画には、バイオマスを含めた再生可能エネルギーにかかわる技術開発、産業化の推進等が位置づけられ、バイオマスの総合的な利活用は国際的な合意事項となっているところであります。

これまでの有限な資源から商品を大量に生産し、これを大量に消費し廃棄する一方通行の

社会システムを改め、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行していくことが強く求められており、このような循環型社会形成推進基本法に掲げられた理念を具体化していくことが必要となっています。この循環型社会の形成に向けて、自然の恵みによりもたらされる持続的に再生可能な資源であるバイオマスは重要な役割を担うものであり、その総合的な利活用を通じ、循環型社会への移行を加速していくことが必要となっております。

我が国は言われているとおりバイオマスが豊富であり、その多くは農山漁村に存在しております。バイオマスの利活用は農林、漁業にこれまでの食料や木材の供給の役割に加えて、エネルギーや工業製品の供給という可能性を与えるとともに、都市と山村の共生対流を促進することにより、その新たな発展の一つのかぎとなり得るものであり、日本全体あるいは地域の活性化につながっていくことが期待されております。

こうした状況の中、日本政府は平成14年12月27日、地球温暖化問題の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業、農山漁村の活性化を目的として、バイオマス日本総合戦略を閣議決定し、持続的に発展可能な社会、バイオマス日本を早期に実現することを目指しております。

それを受け、静岡県においてもしずおか新エネルギー等戦略プランにおいて、2010年までに新エネルギー導入率5%以上にするため、さまざまな取り組みをしております。新エネルギーとして原油換算で61.5万キロリットルの削減を目標とし、そのうちにバイオマス発電が1.01万キロリットル、バイオマス熱利用が1.98万キロリットルと位置づけられております。また、県においては平成16年度には持続可能な山村づくり事業において中川根、本川根地域の木質バイオマスの調査、適用化実験が行われております。17年度には木質バイオマス活用調査で、農業施設への木質ペレットの利用の可能性の検討が行われているところであります。また、平成17年には川根本町における木質ペレット事業について、川根本町林業振興対策協議会、木質バイオマス部会を設置し、木質ペレットの製造の事業性の検討、事業推進による地域振興について検討をしているところであります。

また、専門の業者に依頼して取りまとめた報告書は18年2月に取りまとめてあります。また、バイオマス部会の委員でもある、またペレット機器の開発、消費等を担当している矢崎総業とは随時打ち合わせを行い現在に至っております。

御質問のありました木質エネルギー循環モデル事業につきましては、言うまでもなく森林の再生を目指し、未利用間伐材や製材、端材等の木質資源からエネルギーを製造することにより、林産物の付加価値を高め、林業と地域産業の振興による地域活性化及び森林の管理、充実による公益的機能の向上を図るとともに、森林資源からバイオマス燃料を生産し、生産された燃料を消費する循環システムを構築することを目的とし、事業の導入について検討を行っているところです。

導入に当たっての基本的な課題として、議員御指摘のとおり、原材料の確保、工場建設と

運営、運営主体、事業の採算性、消費機器の開発と市場開発、消却灰の回収、処理等の課題がありますので、これらについて随時検討を行っております。現在までの課題に対する対応状況ですが、建設主体、運営主体、建設予定地、搬出補助、収集及び流通フロー、ペレット製造原価試算、収支見込み等について、検討、試算を行っておりますが、採算性のある工場運営にはペレット出荷価格がおおむね20円キロ以下であることが今現在の状況では求められており、それには年間約1,500トンの生産が必要と考えられます。また、コストダウンをいかに図るかということについても、破碎設備、成形設備等のプラントの設計仕様別のコスト試算や、それに伴う工場建設等のコスト試算等、コストダウンについて検討を続けているところであります。

また町、矢崎総業、森林組合、県の4者で、産業部会の開催、あるいは矢崎総業との打ち合わせ、県への事業説明、要望、森林組合理事会等への説明、協力依頼、森林組合、バイオマス検討委員会への説明、協力依頼、御指摘のあった議会への中間報告等も行っております。国・県等の支援体制には、先ほども言いました県の施策にも位置づけられているほか、国におきましては、木質エネルギー等の利用促進施設整備にかかわる補助制度として、林野庁の強い林業木材産業づくり交付金事業、補助率2分の1とさまざまな補助金があり、また、農林水産省の元気な地域づくり交付金事業等の検討も行っており、より有利な補助事業を選択し、実施の場合の補助事業としていきたいと考えております。

また、県におきましては、木質バイオマスの新たな需要先の改革を目的に農業施設におけるバイオマス利用施設の導入可能性の検討を17年度に行い、総合的に支援、協力していくということになっております。原材料に当たっての課題としては、原材料の調達については、林家から約250トン、ボランティアの収集30トン、製材所等の端材等で約1,520トン、年間1,800トンの購入を計画していますが、将来にわたって安定的な原材料の確保が課題となっています。これらの割合については、随時体制の中で動くことも考えられます。

また、林家からの購入予定の材料についてボランティアによる収集も含めて、矢崎総業との共同で11月中旬以降に町内の間伐実施林をお借りし、搬出システム等の問題について人力搬出、簡易的な機械での搬出、林業機械等による搬出実験を予定しております。ペレットの需要確保につきましては、生産予定のペレットのうち、約1,100トンは矢崎総業が引き取る計画であり、残り約400トンについては地域循環システム構築のため、町内の公共施設等での利用を検討しています。対象地域ですが、ボイラーについては白沢温泉、もりのいずみ、B&G海洋センター、寸又峡露天風呂、福祉センター、ウッドハウスおろくぼ等が現在までの調査の中で検討されております。こうしたところに補助金等を利用しながら順次設置した場合には、最終的には約400トンの需要が見込まれます。ペレットストーブについては、町内の小・中学校に配置した場合には約10トン、合計410トンの需要が想定されます。こうした事業の改修工事につきましては、林野庁の森林バイオマス等活用施設整備事業2分の1の補助事業がございます。たま、民間においてもこうした需要拡大が図れるよう、イベント等

あるいは木質ペレットの実物等を展示するような場を今後設置する必要も検討しております。

現在の大きな課題というのは、やはり原材料の確保であります。原材料の確保を前提にこの工場の規模を想定しますと、先ほど言いました報告書にも記載されていますが、時間300キロ程度のバイオマス、ペレット工場なら年間の原料が確保できるという一つの試算が出ておりますが、そうした場合には、年間の生産量が四、五百トンになりますので、矢崎総業との連携がなかなか難しいという面があります。

また、本来、全体的な木材産業が活性化することによって、当然そこから出てくる端材等も増えていくわけですので、本来のバイオマスの利用の部分的にこのペレット工場だけを想定するのではなく、製材工場あるいは製材工場を動かすための発電所、そうしたさまざまな木質バイオマスのカスケード利用、いわゆるさまざまな利用をする中で、その中の一つとしてペレット製造を位置づける、そうした方法がございます。しかし、これには、相当な期間と事業量の増大が予想されます。

もう一つはコスト削減であります。先ほど言いましたように、1,800トンの生産をする、それにはさまざまなコストの要因があって1,800トン作成しなければコストが合わないということでもありますけれども、それぞれコストを分解して、固定資産税の問題、あるいは燃料の供給の問題あるいは電力の問題、さまざまな、さらにコストを縮減して、採算ラインをさらに引き下げていく努力、この3つがあらうかと思います。それぞれの場合においても課題があり、そういったことも含めながら、今後検討していきたいと思っております。

いずれにしても、バイオマスというのは、地球的な課題の中で始まった事業でありますので、その利点をもう1回申し上げますと、地球温暖化の防止が挙げられると、それから循環型社会を実現するための、資源使い捨て社会から、資源リサイクル社会への移行が促進できると、それから戦略的な産業の育成であるバイオマスを利用した新たな産業が生まれる、例えばペレットの産業、あるいはそれを利用した発電等、さまざまな産業の育成が図られる、そういったものを利用して、農山漁村の活性化ということで、今まで、農山漁村の果たしていなかったエネルギーや素材の供給という新しい役割が期待される、そういう意味では今後とも十分検討していく可能性のある事業と考えておりますが、先ほど申しました、課題の大きなものがあります。今後ともそういったものを課題解決のために、関係機関と連携しながら事業についての検討を重ねていきたいと考えております。基本的には何もしなければ森林の活性化は図れないというような認識を持っておりますので、何とか森林の活性化が図れるような打開策として、手を打っていききたい、その一つとしてこのバイオマスの検討をしております。しかしながら、こうした厳しい状況の中で、採算のない事業に希望的な憶測のみで参加することは到底許される状況でないことは、私も十分承知しておりますが、何かをしなければこの町の活性化は図られない、どこかで飛び越えなければならない課題というのは、あらうかと思いますが、町民あるいは議会の御理解を得ながら、また、十分説明していけるような検討を加えて、事業の展開が図られればと私は思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 検討中であり、模索中であるということです。また、バイオマスの必要性もよくわかりました。1点のみお伺いいたします。森林組合は現時点でどんなふうな考えでいるか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤公敏君） 町長。

○町長（杉山嘉英君） 森林組合には、各地域の理事会というか、検討委員会、あるいは理事会等にも参加いたしまして、説明をして行っております。それを受けて森林組合で、バイオマスの検討委員会を立ち上げていただいております。そこに行政あるいは矢崎総業等が行きながら説明をして理解促進を進めております。なお、森林組合は御承知のとおり、広域の組合であり、さまざまな地域の方も入っておりますので、そうした方にバイオマスの事業について説明を行い、組合としての参加をお願いしているところであります。なかなか組合としてもこうした林業行政の中で経営として厳しい状況にありますので、新規参入には慎重になっておりますが、また逆に、森林組合が生き残っていくためには、こうした新しい事業にも参加していかないと、現状だけでは、じり貧になっておりますので、そういったことを踏まえて森林組合も事業について検討するということでもあります。また、現在の状況では、森林組合に運営をお願いすることであって、出資等は当然関係行政も含めて矢崎あるいは林業団体、そして行政、そういったものが応分にしていこうということでございますので、森林組合の現状の山に対するノウハウをいただきたい、あるいは運営そのものの原料の調達等のノウハウをいただきたいということで話をしておりますので、そういった意味では少しずつ御理解をいただいている段階であります。森林組合に運営を任せるということではございません。

○議長（佐藤公敏君） 中澤智義君。

○13番（中澤智義君） ありがとうございました。

私の指摘した問題に町の考えがわかりました。私はこの回答をもとに今後の課題について十分にこれで解決できるかどうか、勉強研究を進めて、またの機会に質問をしたいと思います。

私の職業は、皆さんも御存じのとおり木箱の製造です。職業上、木板を使うため、加工過程で、おが粉、プレナーくず、樹皮、端材等、ペレットの原料となるものがたくさん出ます。今はその処置に困っております。もし、この事業が実現すればと、密かに私の職業的にはこの事業を期待して待っていますが、しかし実現には、町民のお金を使うことになります。個人の利益で導入を応援することはできません。厳しい財政の中、事業の失敗は許されないと思います。また、町民の理解も十分に得なければなりません。こうした点をかんがみて行政はこの事業の導入に慎重な上にも慎重に進めていただきたいと、こういうことをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤公敏君） これで、中澤智義君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 認定第12号 平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤公敏君） 日程第2、認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7、認定第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、高畑雅一君。

○決算特別委員長（高畑雅一君） それでは、本定例会で、平成17年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託されました議件について、会議規則第77号の規定により審査の経過と結果について、報告をいたします。

9月7日の本会議終了後に正副委員長の選出を行い、審査日程、要領について協議をいたしました。

9月8日、11日、12日、13日と4日間において、平成17年度一般会計から特別会計5件の決算審査について、それぞれの所管課長及び局長の説明を受け、審査を行いました。

14日には、現地視察でヒロヲ地区の茶園改植等生産基盤整備事業及び瀬沢地区のむつみの郷を視察いたしました。視察後、午後1時から認定第12号から認定第17号までの採決を行っております。審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算は賛成多数で認定です。認定第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。認定第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算は、全員賛成で認定です。認定第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は賛成多数で認定です。

認定第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は賛成多数で認定です。
認定第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は全員賛成で認定です。

次に、審査の結果状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきですが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、要望等幾つかを抜粋して朗読で報告させていただきます。

一般会計9月8日、総務課、管理課で2款1項2目文書管理費に不用額が多いのはなぜかという質問に、合併して経費がどのぐらいかかるか把握できなかったため、減額補正をしなかったとの説明があった。2款1項8目、自治会振興費、自治会再編及び自治会への交付金についての質問に、再編は区長を中心に話し合っている、それぞれの地域の課題を抱えており、厳しいが、再編はされていない課題である、当面は平等割について検討していく必要があるとの説明があった。9款1項3目、消防施設費、青部地区耐震性貯水槽新設工事の工事費が40トン貯水槽にしては高く、100トン槽の間違いではないかの質問にこの水槽の設置箇所は狭く、建設条件が悪く、または、給水のための工事費がかかったとの説明があった。

次に、税務課では、固定資産基礎資料更新業務委託料、行政事務電算委託料の説明があり、また、過誤納返還金は何件かの質問に、22件との説明があった。町税滞納については、現年度分はある程度徴収率は確保されているが、過年度分については進んでいないと思われる。関係各課と連携をとって、徴収方法等検討するよう要望がありました。

次に、産業課では、6款1項3目、農業振興費で、中山間地域等直接支払制度交付金についての質問があり、この制度は、傾斜15度以上の傾斜地で1ヘクタール以上の耕作地が対象で1ヘクタール11万5,000円から9万2,000円の補助が、国より4分の2、県4分の1、町4分の1の割合で6区が受けているという説明がありました。

6款1項6目農林業センター運営費で、農作業委託料101万8,872円、この大半は、お茶ポット苗のポットに土を詰める作業が主であるとの説明を受けた。これに対して、植えつけ時に土が抜けるトラブルの解消や経費節減のために、床土入機の導入を前向きに考えてはどうかという意見があった、なお、ポット苗は1万8,286本生産しているとのことでした。

6款2項2目、林業振興費では、有害鳥獣駆除報償金、みどりの資源総合支援事業補助金、間伐材搬出奨励事業補助金等の説明があった中、景観林整備事業などはもっと積極的に進めてほしいとの意見があった。

9月11日、町民課、住民課では、2款4項1目、戸籍住民基本台帳費では、住基ネットワークシステム業務委託料、機器借上料及び戸籍電算システム業務委託料、機器借上料の説明があり、その住基ネット導入でサービスは向上したかの質問に、住基カードの発行数は、30人ぐらいと少なく横ばい状態で、申し込みは個人的なものなので、行政からは強く加入を勧められないとの説明があった。これについては、もう少し利用促進を進めてほしいとの要望がありました。

4款2項1目、塵芥処理費では、ごみ収集運搬委託料、車両借上料、ごみ処理広域化事業

分担金等の説明がありました。ごみ収集ルートや時間を地域の現状に合わせて、検討し直してほしいとの要望がありました。

4款2項2目、し尿処理費では、し尿処理の広域分担金は川根町が島田市と合併した場合どうなるかの質問に、旧町での負担割合で行う話がついているので、問題はないという説明があった。川根町が合併後、島田市の業者が来ても投入については、この施設を利用していただけよう要望してほしいとの意見がありました。

次に、建設課、事業課では、6款2項9目、森林環境保全事業費、林道地名笹間線開設工事は国・県から70%補助を受けて、282メートル施工した。来年度で町管内の整備は終了予定であるとの説明を受けた。

8款1項1目、土木総務費では、地域材活用住宅建築促進事業2戸、木造住宅耐震補強助成事業1戸の説明を受けた。この耐震補強事業が進んでいないのは、多額の工事費がかかりなかなか工事に踏み込めない現状があると思われる。工事については、県補助金プラス町独自の補助制度があるが、地元材を使用するという規定がネックとなり、確認がとれないため補助金が出ない現状である。このような状況を含め、今後規則の見直しを検討してほしいという意見がありました。

9月12日、健康増進課、保健福祉課では、3款1項1目、社会福祉総務費で、民生委員の活動がそれぞれ旧2町で違いが見られるが、今後の活動はどのように行っていくかの質問に今後、一本化していくとの説明がありました。また、遺族会も同様であり、戦没者慰霊祭についても合同で行うよう検討していきたいとの説明がありました。

3款1項4目、老人福祉費では、外出支援サービス事業、旧中川根地区では、シルバー人材センターに委託しており、病院ではなく、町内の移動も利用できる。旧本川根地区については、病院への通院だけの利用であるが、今後、公共交通機関との関係もあり、地域の状況も含めて検討していきたいとの説明がありました。

4款1項2目、母子保健費では、乳幼児医療費助成、乳児・妊婦健康診査費及び1歳6カ月、3歳児健診等の説明があった中、1歳6カ月、3歳児健診、2歳、2歳6カ月、歯科検診を文化会館、山村開発センターと分けて実施しているが、分けずに両方で実施してほしいという要望が強いので、両方で実施できないかという質問に、合併により決めたことであるが、今後、内容等を検討してみるという回答がありました。

4款1項3目、予防費では、高齢者インフルエンザ予防接種事業は、65歳以上の高齢者を対象に実施しているが、対象者の70%を超える高い利用率であるとの説明がありました。

次に、企画環境課、企画観光課では、2款2項3目、まちづくり事業費では、縁むすび事業は女性参加者は14名あり、町内男性3名でした。今後は町内男性の参加を多くするよう努力したい。町外の女性の参加者はプライベートでも本町を訪れていて、この地域のよさを知ってもらい、親しみを持ってもらう目的は進みつつあるとの説明がありました。

2款2項6目、情報政策費で、旧本川根で実施していたISOを合併後も川根本町として

実施していくかとの質問にISOを含め、環境基準、品質改善、管理システム等、何らかのシステムを検討していきたいとの回答がありました。

2款2項9目、路線バス運行事業費で、町営バス委託料についてせせらぎ号、やませみ号の委託料の違いはとの質問に、運行距離の違いから生ずるとの説明がありました。高齢者優待券発行の基準は75歳以上で200円が半額の100円になるとの回答がありました。旧本川根地区の人でも要望があれば優待券を発行するかとの問いに、申請していただければ発行できるとの回答でした。また、優待券では、解消できない問題もあり、当面福祉タクシーの導入を考えているとの説明もありました。バス運行业務は地元の業者を考えてほしい。運行管理、監督責任が行政側に求められるので、しっかりした指導をしてほしい。旧本川根地区にもバス停の場所や時刻表を配布してほしいなどの意見、要望もありました。

2款2項10目、合併対策費でホームページ作成委託料が高額であり、どのような内容で発注したかとの質問に基本的なもので表紙のデザイン、写真、システムなどで、これは各コーナー関係各課で修正できるものも含まれるとの回答があった。また、現在までのアクセス件数は4万8,000件との説明を受けた。今後、内容等もよく検討し、今以上利用されるホームページにしていってもらいたいとの意見が出されました。

7款1項3目、観光費で、観光事業関連委託料、関連施設工事、補助金等の説明を受けました。その中で、土地借上料が統一されていないと思われる、場所、面積、単価を観光施設だけではなく、全課分資料を提供させるよう要請し、提出されました。

7款1項6目、ウッドハウスおろくぼ運営費で賄材料費が多いと思われるがむだな仕入れはしていないかとの質問に、賄材料費は60%であり、多目であると思われるので、50%以下に抑えるよう指導しているとの説明がありました。

9月13日、生涯学習課では、2款2項8目、資料館運営費で、修繕費のスポットライト交換料が高額でないかとの質問に、展示施設であり、現在のスポットライト球が特殊なものであるため経費がかかる、照明器具については、現在検討中であるとの説明を受けました。また、展示物である鉄砲壠が整備されていないのでしっかり修理して、鉄砲壠の保全をもっと考えてほしいという意見もありました。

10款5項4目、体育施設費で、施設管理費、町営体育施設の管理委託料、利用状況等の説明があり、旧両町ナイター施設の使用料について、ばらつきがあるので、社会体育施設運営委員会で調整、検討していきたいとの説明を受けました。

次に、教育総務課では、10款1項3目、教育諸費で、さゆり幼稚園への補助金が聖母保育園に比べて少ないのはなぜかという質問に、幼稚園と保育園では預かる園児の年齢、保育士、先生の扱う人数等、内容が違うので、一概には言えない。当町では県下でも幼児1人に対する補助金は上位2番目ぐらいである。国・県の補助の関係もあり、今後検討していきたい。18年度は昨年と同枠了承しているとの説明を受けました。

10款1項4目、通学バス運営費で、久保尾線と接岨峡線のバスは同じ29人乗りでありなが

ら、購入価格が大きく違うのはなぜかという質問に、久保尾線は合併前の見積もりで、今まで使っていたバスと同じ型だった。仕様がデラックスとスタンダードの違いですという説明を受けました。また、接叡峡のバスには、国庫補助金がついていないのはなぜかという質問に、対象人数が7人と少なかったため、29人乗りを購入したのは、今後のバスの使い勝手を考慮して購入しましたという説明を受けました。

10款5項2目、学校給食施設費で過誤納還付金について質問があり、欠食児童1人、ミルク代金単価ミス等であるという説明を受けました。食べ残しはないかとの質問に、食べ残しは少ない方である、定期的に学校を訪問して調べて統計をとっている。食アレルギーの生徒についても父母と連絡をとり対処しているとの説明がありました。賄い材料については、町内の業者、物品を使用するよう配慮してほしいとの意見がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、1款1項2目、連合会負担金で、負担金補助及び交付金の財源が、一般財源で支出されているのはなぜかという質問に、繰り入れ基準があり、これに該当しなかったためとの説明がありました。

1款2項1目賦課徴収費で、電算事務委託料の不用額が多いのはなぜかという質問に、当初、両町で計上していたが、合併により一本化したための残額であるとの説明がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、歳入1款1項1目、第1号被保険者保険料で、収入未済額の内訳はとの質問に、現年度分延べ26人、過年度分延べ33人で、これは65歳到達者年金なしの人が主である。生活状況程度を考慮し、生活保護などのほか制度の案内も行っているとの説明がありました。

次に、簡易水道事業特別会計では、1款1項1目中川根町一般管理費、1款2項2日本川根町一般管理費の中の消費税が、本川根区の工事費が少ないのに多いのはなぜかという質問に、工事費の起債が多いと消費税も減免されるとの説明がありました。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。終わりに監査員の総括の中にもありましたけれども、毎年増加累積されている滞納繰越分の町税使用料等の未収原因の調査、方法等を検討し、収納に努めるよう特段の努力を要望いたします。

また、今後、地方交付税の減、補助金の減、景気低迷による実財源の減等、財政を圧迫する原因はいろいろある中、地方財政の現状と将来の動向を見きわめ、国・県の補助金及び町債等有利な特定財源の確保に努力され、行政サービスの低下することなく対応をお願いするとともに、一部一国二制度の置かれている枠組みを早急に改め、今後の予算編成執行に当たっていただきますようお願いいたします。

決算特別委員会審査に当たり、各関係部署よりわかりやすい説明を受け、スムーズに委員会を執行することができました。関係各課長の御配慮に心より感謝を申し上げます。また、委員会委員より活発な意見、要望が寄せられ、大変有意義な審査が行われ決算特別委員会の審査を終了することができました。重ねて御礼申し上げます。

これで平成17年度川根本町会計決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。あり

がございました。

○議長（佐藤公敏君） これで決算特別委員長報告を終わります。

これから認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。簡潔にお願いいたします。

○11番（鈴木多津枝君） 準備をしてきましたので、委員長報告みたいに上手に抜粋できませんので、よろしくお願いいたします。

7日の9月議会初日の翌日から14日の委員会採決まで、土日の休み以外は連日開かれた決算特別委員会で準備不足、超スピードの審査が行われました。その上、9月20日の合併以後、半年間の決算審査は丁寧な資料がある課もあれば、ほとんど何もない課もありで統一されているわけではなく、過去の比べるべき数字もなく、是非の判断に困る箇所が何カ所もあり、委員会が終わってからが本番の調べをする状況でつかんだ幾つかの問題点を指摘して、反対討論とします。

当然、最初にお断りしなければならないのは、この決算のすべてに反対ではなく住民福祉の向上のために努力されている職員の皆様には深く感謝の念をささげながら、賛成討論だけでは認められない議会運営の中で問題点を指摘して、町民を守るまちづくりの参考としていただきたいとの強い願いを込めて反対討論をするものです。

まず最初に、予算計上時の積算の甘さが目立つ内容です。特に、これまでの習慣や業者の言いなりの予算計上が少ないのではないのでしょうか。例えば、多額の赤字で問題の各種公共施設で、清掃業務や空調などの機械設備の保守点検委託料などがほとんど業者言いなりで今までどおりに支出されています。金額は施設によってまちまちで、その積算の根拠は理解しがたいものがあります。職員が清掃しているところもあれば、100万円を超す清掃委託を続けているところもあり、また空調設備の保守点検委託料などは音戯の郷では84万円、ウッドハウスでも52万5,000円も出しているのに、茶茗館は27万円と安いわけで、少しでもよいところを見習って改善しようという姿勢が必要だと思います。合併対策費の1年間の総支出は中、本、打ち切り決算と合わせて1億9,932万円にも上りますが、委託料など当初予算との整合性はあいまいです。当初予算でも指摘したネットワーク機器保守点検委託料が同じ施設内に193万円と、50万円計上してあったのですが、支出はなく、予算にない航空写真図作成委託料や外部ネットワーク拠点整備など220万円が支出され、何の説明もありませんでした。

工事請負費でも役場職員の駐車場の当初予算は5,700万円なのに支出は5,734万円とオーバーしています。何の説明もなく、入札の公平性が問われる問題ではないのでしょうか。音戯の郷では、賃金が当初より少し減って734万円に対し、社会保険料は当初よりふえて103万円にもなっていました。賃金の14%にもなっているのは異常だと思います。7款、商工費の3目、

観光費で、工事請負費が当初では4,925万円に対し、支出は4,524万円で差額の350万円を3月議会で減額補正していますが、支出のうち2,500万円は白沢温泉の源泉工事費で、合併後の最初の定例議会である昨年12月議会に新町の当初予算に出されたものです。

それまでは、接岨温泉からローリーでシルバーに運んでもらっていたものを本格開始することによって自然流下工事が出されたものです。しかしこのとき、既にもりのくに株式会社は採算の見通しが立たず、この先続けることは不可能だと投げ出していたことを一言も議会に報告もしませんでした。本来なら本格的にどうするかを慎重に協議しなければならないのに、先に工事をやってしまえばこっちのものと言わんばかりに議会軽視も甚だしいものだと思います。

あわせて7目のもりのくに運営費では、株式会社が投げた後の運営を補正予算にも上げないで、973万円も予備費を支出しています。それなのに、議会に何の報告も説明もなしで審査を通そうとするのは、本当に議会軽視そのものです。

また、公債費の利子の支払いで164万9,000円の予備費を使っています。利子は1億778万円の予算を3月議会で2,800万円減額補正したのに、なぜ予備費を支出したのか、これについて何の説明も報告ありませんでした。聞くところによると、利子の計算が違うので間に合わないで予備費を使ったとのことですが、議会に報告があって当然のはずです。

このような議会軽視は随所で見られますが、また、黙って見過ごせないものは、住民に負担増やサービス低下を招いているものです。民生費は年間を通した決算額が前年より2億円も少なくなっており、不用額は8,673万円、13.7%と、どの款より多くなっています。

国保会計への繰出金は当初で6,780万円に対し、支出は6,856万円で76万円の不足を老人保健への繰出金の余りで流用して埋めていますが、老人会計の繰り出しといえば国保にはびた一文、法定外繰り入れをしないのに、最終的に多い分、老保の方では老人会計への繰り出しでは最終的に多い分は戻ってくるということで、6,951万円の当初予算に対して5,289万円も増額補正をし、結局は5,000万円が不用になっています。1カ月1億円はかかるので5,000万円は余分に欲しいとの説明ですが、安全を期すことは悪くはないと思いますが、それだけ予算計上で他を圧迫することになります。国保へ少しこの分、分けてやるべきだと思います。

そんな思いやりなど、どこ吹く風かと相変わらずお年寄りに医療費通知を送りつけて、あんたはこんなに使ったと見せしめをしている、次々と本人負担を増やし、医療費抑制を図る国の方針に追随するものだと思います。介護保険費でも扶助費のホームヘルプサービス利用者負担援助費を予算7万3,000円という、わずかな額の予算を3万370円しか支出せず6割近くを不用にしています。

児童福祉施設費では、公立地名保育園、瀬平保育園を三ツ星保育園へ統合しました。父母の多様化する要望にこたえるために、どの園でも行うことは財政的に無理だということで、この公立保育園の統廃合を進めてきていますが、身近な保育園を廃止して幼い子供を通わせることによって、増大する危険への配慮など全く見られません。児童手当も乳幼児医療補助

も世帯で800万円の収入という決してもらい過ぎではない、もらい過ぎている額ではない所得制限を設けて、当町ではわずかな世帯を対象から外しています。

子育てには、1人子供がいても大変なお金がかかるということを全く理解していないやり方です。乳幼児医療費扶助は予算791万円に対し、支出額が423万円で49%、388万円もが不用になっています。このお金を使えば、せめてすべての子供に医療費補助ができるわけです。いつも言うことですが、看護師の賃金が全部合わせても50万円もありません。母子保健費も1,167万円のうち40%の462万円が不用になっています。一般質問でも問いただした乳児健康審査や歯科検診、妊婦健康検査や相談事業が2町で1会場になり、1会場で交互に開かれるようになり、若いお母さんたちの負担を増やしています。

「サービスは後退させない」の町長の合併前の約束違反も甚だしいものです。結局は、文句を言えない子供と、忙しくて文句を言う間もない若いお父さんお母さんたちへのしわ寄せをしているとしか思えません。

8款土木費の区の事業補助金は、当初予算がゼロだったのを補正でわずかに10万円計上しました。それなのに7万9,000円支出しただけです。地区の集会所の修繕費など地区へ押しつけながら、この地区への冷たい態度、これでも住民参加のまちづくりを進めると約束した町長のやることかと疑ってしまいます。田代地区の集会所建てかえ補助金が1,485万円出ていますが、うち400万円は県から入り、町の支出は1,058万円です。それに比べて、地元住民の人たちの負担は2,200万円も集めなければなりません。町の支出の2倍以上を負担しなくてはならない、徳山、地名など1億円余の集会所を建ててもらいましたが、すべて町が国・県の補助をもらって住民負担ゼロで整備してきた、この旧中川根のやり方をやってきた旧中川根町の住民にとって、まさに青天の霹靂というべき負担増が行われました。

以上、いろいろ述べましたけれども、本来でしたら先ほど委員長報告にありましたけれども、こういうふうにもっともっとたくさん指摘したいことがありました。でも本当に時間が足りなくてまとめることができず、ただいまもつかかりながらの反対討論でしたけれども、いろいろなところで住民負担増、それから住民不在それから議会軽視、それから予算の計上のあいまいさ、そういうものが目立つ平成17年度の川根本町一般会計決算に対して賛成できないことを明らかにして、反対討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、中澤智義君。

○13番（中澤智義君） 認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

平成17年9月20日に合併となり、旧中川根町、旧本川根町の予算は打ち切れ決算となりました。合併後、両町の未執行の義務的経費、繰越事業費など予算化され、今回の決算認定で当議会に提出されました。17年度の歳入合計は43億5,993万4,248円でありました。歳出の合計は42億3,463万3,200円であり、歳入歳出差額は1億2,530万1,048円繰り越しとなりました。

た。

歳入の主なものは、町税が予算より2,151万9,297円の増収、地方譲与税8,031万8,000円の増収、地方交付税が2億1,641万7,000円の増、国庫支出金が1,130万1,578円の増、県支出金が4,075万2,287円など、これが主な増収です。基金繰入金は、諸所の増収で予算が8億1,426万6,000円でしたが、予算の増収により基金繰入金は3億2,416万2,175円で、予算額より4億9,010万3,826円の基金繰入不用となりました。

一方、歳出を見ますと、17年度の歳出額は42億3,463万3,200円です。すべての款で予算より支出が下回っております。計画どおり事業を執行しながら厳しく歳出に努めた結果と思われます。歳出減の主なものは、総務費が予算に対し7,825万2,535円の減、民生費が8,670万8,692円の減、衛生費は2,284万4,516円の減、農林水産費は1,514万3,285円の減、土木費は1,556万3,458円の減、教育費は2,251万3,760円の支出減となっており、すべての款で不用額を出しております。予算執行に厳しく行政が対応したと思われます。また、17年度は合併という特異な年でもあった関係上、合併対策費など17年度あての特異な歳出等がありました。そうした関係からも行政が厳しい歳出に努められたものと思います。

私は、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算は適切に執行され妥当であると思います。よって、私は認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、認定に賛成をいたします。委員会でも賛成されておりますが、委員諸君の良識ある御判断を要望いたします。私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険事業特別会計の決算ですが、この会計も9月20日の合併で暫定予算が組まれて執行されましたが、12月の定例議会で9月20日から3月末まで6カ月間の新町の当初予算が確定したものです。出された額の根拠はほとんどわからないまま、詳しくは決算のときにと先送りされてきました。しかし、今回の決算審査でも医療状況や滞納状況の推移はおろか、前年との比較も何の資料も出されず、聞いても自分たちにも前のことは調べて合計しないとわからないからという言葉の繰り返しで、この会計がどれだけ健全な運営をされているのか、あるいは悪化してきているのかさえわからない、雲をつかむような状況の決算審査でした。折しも、広報9月号に今年度の国保税会計の説明記事が載り、大変画期的なことだと感心して読んでみますと、国保財政は大変苦しい状況ですと書かれて、何も知らない町民に事実を歪曲して我慢を強いる説明になっているのに驚きました。

ほかにもこの記事には間違いがありましたけれども、訂正文を出してくださるとの約束ですので述べません。本当に苦しんでいるのは、大変苦しんでいるは基金を1億6,000万円余もため込んでいる国保財政ではなく、所得の1割前後もの国保税を払わなければならない加入者、町民のはずです。その証拠に、合併によるすり合わせは18年度の本算定に持ち越されましたが、17年度は毎年請求額が増えている介護分を連続値上げし、中川根側では2年間で1人平均1万5,000円もの値上げになりました。その影響で支払いが大変になっていることは、この決算の収納率が激減しているのを見ても明らかです。中川根側だけしか比較材料がありませんが、平成15年に90.6%、16年にも90.4%だった収納率が、この決算では81.9%に激減しています。本川根分の影響がどれくらいあるかはわかりませんが、10%近い収納率の低下は尋常ではなく、払いたくても払えない人が増えていることが明らかです。

格差社会の広がりの中で、景気回復の恩恵など何もない、お茶農家の方や自営の商店の方たち、年金暮らしの人たちにとって、連続の値上げや医療費の自己負担の引き上げがどんなに耐えがたいものであるかが、この収納率の低下にあらわれているのではないのでしょうか。

毎回述べていることですが、本来、国民健康保険制度は憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す」に基づき、国の責任で行われる社会保障制度であり、決して互助制度ではありません。国保制度は国民皆保険の理念に基づいて、どんな医療保険にも入れない零細な自営業者や農家など、所得が不安定な人でも安心して医療が受けられるようにと、だれでも払える100円というわずかな保険料で始まったものです。

いわば生活が不安定な人たちの最後の命のよりどころというべきもので、払いたくても払えないような耐えがたい負担を求めたり、払えない人から正規の保険証を取り上げて、短期被保険者証や資格証明書に切りかえるなど、たとえ国の方針でも住民の生命、財産を守ることが責務の自治体が安易にやるべきことではないはずです。むしろ国のたび重なる責任放棄の改悪こそもとに戻させるべきで、それまでは国にかわって自治体が加入者の負担をふやさないように医療費外の部分の一般会計からの繰り入れをふやして国保財政を支えるべきだと

思います。

それなのにこれまで旧中川根で行ってきた乳幼児医療費補助でお母さん方の負担を軽減するための窓口で500円にする償還払いに対し、国が補助金を削減するペナルティーが行われて、それを一般会計から繰り入れていましたが、今回の決算でそれもなくなっています。今回、保険事業活動費に国保税である一般財源を使っていないのは改善だと思いますが、町の保健福祉体制は決して十分とは言えません。保健師さんの負担は重く、看護師さんとチームを組んだ訪問指導やデータづくりなど、本来の仕事に専念できるようにして、国の受診抑制による重症化を食いとめる取り組みは最優先課題です。

多額な基金のため込みを改め、医療でない部分への一般会計からの繰り入れを増やして、所得の不安定な加入者への過大な負担を軽減し、収納率を上げることができる国保会計になることを求めまして、改善の兆しが見えない17年度国民健康保険事業特別会計決算に反対の討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、久野孝史君。

○8番（久野孝史君） 8番久野です。私は、認定13号原案に対して賛成の立場より討論いたします。

平成17年度国民健康保険事業特別会計の決算は歳入においては、先ほど収納率がありましたけれども、97.26、昨年よりちょっと落ちますけれども、ほぼ例年の水準を保っております。これは被保険者間の公平を確保するという観点から重要であり、担当者の日ごろの努力によるものと考えられます。また、国庫支出金は療養費負担金、財政調整基金など国の制度に沿って受けられております。一般会計繰入金は、低所得者に対し保険税負担軽減額の繰り入れとして、保険基金安定繰入金や出産一時繰入金、財政安定化基金等計上され、適切な額の繰り入れを行い安定化を図っております。

歳出においては、一般総務費は一般会計より繰り入れられ必要最低限の支出であります。保険給付費は少しの伸びであります。昨年の伸びより抑えられ、老人拠出金については、前年度は制度改正等により減額になっていたため、多少の伸びであるが、同水準を保ち介護納付金も同様と言えます。基金積立金については、平成18年度に保険財政共同安定化事業などの制度改正を控え、また合併後、最初の国保会計となるため、安定した国保財政と不測の事態に備えるべく、基金とするための適切な措置であると考えます。

保健事業、先ほど保健師さんの負担とありましたが、国保検査の健康増進を図るため、病気の早期発見、早期治療に取り組み、医療費の軽減に努めております。また老人事業拠出金についても医療費の高騰を防ぐための諸所の事業、保健福祉事業が必要であり、これにより軽減に努めております。

よって、この制度を恒久的に維持していくために、その上でも安定的な運営と健全な保険財政を図るための適切なる執行であり、この平成17年度国保事業特別会計決算認定に対して

賛成といたします。

以上です。



◎会議時間の延長

- 議長（佐藤公敏君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして、延長をいたしますのであらかじめ御了承ください。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、認定第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

○11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。介護保険事業特別会計決算に反対の立場から討論いたします。

スタートして、ことしで7年目の介護保険制度ですが、3年ごとに保険料を見直すことになっていて、17年度は次年度に見直しを控えた2期目、最後の年の決算です。既に見直しも終わり、3期目の保険料の基準額が月額3,100円に引き上げられたこの時点での決算審査は3期目の保険料引き上げが妥当だったのかを判断する重要なものとなりました。

昨年9月の合併で、残念ながらこれまでの推移は途絶え、委員会審査の際に配られた資料でかろうじて前年度との比較はできましたが、過去の推移との比較はできなくなりました。配られた資料による前年度比較では、保険給付費は6億8,902万円から7億4,059万円に5,157万円も増えたのに対して、第1号被保険者からの保険料収入は1億584万円から1億553万円とわずかに減少し、給付に占める割合も15.4%から14.2%に減少して、本来第1号被保険者の保険料で18%としている割合を割っているのは事実です。

でも、国の調整交付金が8%近い5,671万円入り、繰越金も2,700万円近く入るなどで、3年間でゼロにすることになっている給付費準備基金は3,700万円のまま手をつけていません。国が見る分を介護保険制度で50%から25%に引き下げ、県と町合わせて公費50%として残りの50%を保険料で見るとした介護保険制度では、判定で出された介護度の中で当然使えるサービスの利用が進めば進むほど保険料にはね返る仕組みになっていて、町がよほど予防事業を本気で取り組まない限り、あるいは町独自の軽減策を設けない限り、わずかな年金だけが頼りという高齢者を守ることはできなくなっています。

それなのに、9月末まで猶予期間がある介護ベッドなどの返還を4月に入ったら早速行ったり、町の福祉事業としてのサービスを削ったり、とても一人一人の顔が見えるきめ細かなサービスが行われているとは思えません。月1万5,000円以上の年金があれば強制的に、いや応なしに保険料を天引きする特別徴収では、少なくとも未納、滞納はあり得ませんが、年金が月1万5,000円以下しかない人や65歳にこの年になった人は普通徴収となり、自分で払いに行かなくてはならず、ここでしか発生しない収入未済額が旧中川根の16年度決算で15万4,000円しかなかったのですが、17年度決算では2町分になったとはいえ104万円にもふえています。

それなのに、2年以上滞納が続くと不納欠損となるはずの不納欠損処理が旧2町とも全くないのは、皆2年以内に払っているということでしょうか。2年以上の滞納は、普通徴収者の中でも65歳以上の人は翌年から年金天引きの特別徴収となるので、年金額が月1万5,000円以下の人しか2年続けて未納にはなり得ないのです。どうやって生活をされるのか、どこ

に保険料を払う余力があるというのか、想像することもできません。

それなのに減免制度は厳しい条件があり、相変わらず狭き門になっています。昨年10月の制度見直しで、施設の食費や居住費が保険給付から外されて本人負担となったり、新予防給付の導入で介護度1の人を要支援に下げて、介護ベッドやシニアカーなどの福祉用具の取り上げやサービスの縮小も行われ、当町でも10月までの経過措置さえ行われました。

このように冷たい国の姿勢から住民をどう守るか、身近な行政の役割が問われているのです。在宅介護が基本と言いながら、24時間訪問介護や看護などもなく、介護状態にしないための取り組み、特に元気な高齢者と引きこもりがちな高齢者による地域ネットワークづくりなどは急務の課題です。何よりも住民の信頼と理解、協力が必要なときに、国の冷たい負担増と介護抑制方針を安易に受け入れているとしか思えない、当会計は賛成できないことを明らかにして反対討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

10番、板谷信君。

○10番（板谷 信君） 私は、本案について賛成の立場から討論させていただきます。

介護保険制度は平成12年度に開始されてから6年が経過し、平成17年度介護保険事業は平成15年度から平成17年度を目標とする旧中川根町、旧本川根町、それぞれの第2期介護保険事業計画に沿って、要支援や要介護状態にある被保険者に給付を行ったものであります。

決算額の大半は介護給付費であります。年々上昇する介護の認定率も18年3月には12.4%となりましたが、要支援、介護度1、2の軽度者が51%など、いずれも県の平均数値よりよい状況にあります。介護保険も要介護、要支援にならないための予防に力を入れる新しい介護制度が始まっています。新しい制度が高齢者の健康を支え、生まれ育った地域で元気に生活できる町となることを期待して、私は賛成の討論といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、鈴木多津枝君。

- 11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。まず最初に述べなければならないのは、町民の命の水を安全に安定的に供給するために、昼夜を問わず御苦勞されている担当職員の皆さんへの感謝の気持ちです。

それでは、なぜ反対するのかと思われるかもしれませんが、一番大きな理由は合併協議会で問題になっていた水道料金のすり合わせで、中川根側が水道施設工事で借金や一般会計からの繰り入れが多いことを理由に、もともと高い中川根側を1割値上げし、もともと低い本川根側を値下げするという料金改定が行われたことです。旧中川根側が借金や繰り入れが多いのは工事をしているのですから仕方のないことで、本川根側だっていずれは改良工事が必要になるでしょう。長引く不況で、住民負担をふやさないことが重要なときに、小さな一つの町でこんな矛盾した値上げを行ったことは認められないことです。

また、以前は必ず議会に示された各地区ごとの水道使用料収入も今回は全く示されませんでした。このように多額な経費をつぎ込んで、簡水の新設工事を進めているのに、その成果さえ確認できないで何の決算審査かと思います。

それから、合併前のことは旧中川根のことしかわかりませんが、水道料金の未収額が幾ら2町になったからといって、余りにも一気に増えすぎているのではないかということです。平成16年度の中川根町決算では単年度分未収額が388万円なのに、17年度当決算では1,000万円を超えています。担当者が収納率を上げるために大変な努力をされたことは過年度分の収入済額が120万円近くもあるのを見ても理解できますが、その残り未収額がわずか一年の間に650万円もふえるというのは異常ではないでしょうか。

また、歳出の2款2項1目、中川根区域簡易水道建設費の補償金で当初予算で60万円しかあげていませんでしたが、220万円が支出されており、一体何の補償か疑問に思いました。何の説明もされなかったもので、後から聞くと、藤川地区の旧水道施設の解体工事を地主の要求で中止し、地主に処置を任せたための補償金で、工事差金から目内流用をしたとのことでした。後々の責任は、一切地主が持つということで、解体する場合の費用を計算して補償金として払ったということですが、なぜこのような問題のある処理の仕方を、しかも予算もなく目内流用するというなら、せめて事前に議会の了解をとるべきです。それを決算審査でも、何の説明もなく通そうというその姿勢は、議会軽視も甚だしいものと言わざるを得ません。

このことでは、担当職員が大変な御苦勞をされたようですが、最後に、すべての責任は町長にあることを指摘して反対討論といたします。

- 議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、小藪侃一郎君。

- 3番（小藪侃一郎君） 私は、認定第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

住民が、日々生活する中で、1日たりともなくてはならない命の水に関する事業会計であります。多くの施設を管理運営していますが、いつときの不便を町民に与えることがないよう、日夜、担当職員は、安全でおいしい水の配水に努力をされており、敬意をいたしたいものであります。

決算において、支出は旧中川根区域の北部簡易水道建設が大きな事業であり、浄水場、配水施設の維持管理業務や、法で定められた水質検査委託料等が主な支出であり、収入においては、国県補助金の利用、また起債も適切な事業債を活用し、事業の推進が進められております。

給水使用料は、過年度分滞納額が大きな金額となっておりますが、その処理についても関係職員の努力が伺えます。

最後に、住民の皆様には水の大切さの理解と、未納者に使用料納付に対する認識を期待し、賛成といたします。

○議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから認定第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、認定第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、認定第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。



◎日程の追加

○議長(佐藤公敏君) お諮りします。

お手元に配付した議事日程(第2号の追加1)のとおり、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第4号)についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順番を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第4号)についてを日程に追加し、追加日程として、日程の順番を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第85号 平成18年度川根本町一般会計補正予算(第4号)

○議長(佐藤公敏君) 追加日程第1、議案第85号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

○町長(杉山嘉英君) 議案第85号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第4号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,557万5,000円としたいものです。

これは、第60回全国茶品評会において、川根本町からの出品茶が優等を初め、多くの上位入賞をすることができ、念願の産地賞と農林水産大臣賞を受賞することができました。関係者にこの賞の喜びの報告、披露とねぎらいのための記念式典並びにフォーレなかかわね茶茗館での受賞PRイベント経費について、補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般6ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は300万円の増額です。全国茶品評会での上位入賞者

報償費と町茶業振興協議会への補助金を増額するものです。

第7款第1項商工費は、30万円の増額です。フォーレなかかわね茶茗館で、産地賞と農林水産大臣賞の受賞PRイベントとして、全国茶品評会での上位入賞茶を飲んでいただくためのお茶購入経費を計上するものです。

第13款第1項予備費は、300万円の減額です。今回の補正に必要な一般財源の調整として、減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般5ページをごらんください。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は、30万円の増額です。フォーレなかかわね茶茗館の使用料について、お茶購入費用相当額を計上するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

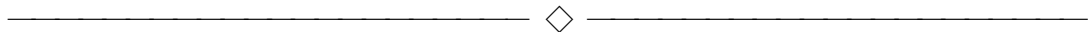
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第85号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（佐藤公敏君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期、日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◆ —————

◎日程第9 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(佐藤公敏君) 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

————— ◆ —————

◎閉 会

○議長(佐藤公敏君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、平成18年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

これで散会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時16分